

# 参 考 資 料

## 保護者に寄り添う“アウトリーチ型支援（※）”の普及・定着に向けて

～子育てに関する保護者の悩みや不安を解消し、子供たちの健やかな育ちを支えるために～



令和2年2月18日

令和元年度「全国家庭教育支援研究協議会」



文部科学省  
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

（※）ここでは、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児健診の場など）に出向いて、保護者に寄り添って行う家庭教育に関する支援一般を指します。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 目 次

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| <b>1. 背景・検討の視点</b> | <b>2</b>  |
| <b>2. 関連データ等</b>   | <b>7</b>  |
| （1）家庭を取り巻く状況       | 8         |
| （2）保護者の子育てに関する状況   | 15        |
| （3）子供の育ちをめぐる状況     | 25        |
| （4）家庭教育支援施策上の課題    | 39        |
| <b>3. 関連施策等</b>    | <b>45</b> |
| （1）家庭教育支援に関する取組    | 46        |
| （2）地域や学校における取組     | 55        |
| （3）保健や福祉に関する取組     | 66        |

# 家庭教育の役割

- 家庭教育（父母その他の保護者が子供に対して行う教育）は、**すべての教育の出発点**。
- 子供に以下のような資質・能力等を育み、**子供の心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割**を担うもの。

- 基本的な生活習慣・生活能力
- 人に対する信頼感
- 豊かな情操
- 他人に対する思いやり
- 善悪の判断などの基本的倫理観
- 自立心や自制心
- 社会的なマナー など

※「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」  
(平成24年3月 家庭教育支援の推進に関する検討委員会)より

## ◆教育基本法（平成18年法律第120号）（抄） （家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

3

## 家庭や子供の育ち等に関する状況①

### 家庭を取り巻く主な状況

- **世帯構造の変化**（核家族化、ひとり親家庭の増加）  
（核家族（夫婦と子、ひとり親と子）：70.1%（H10）→ 83.3%（H30））【p9】  
（ひとり親世帯：4.5%（H10）→ 6.8%（H30）、世帯数：約76万世帯（H30））【p9,10】
- **共働き世帯の増加**（世帯数：614万世帯（S55）→ 1,219万世帯（H30））【p11】
- **一人っ子世帯の増加**  
（子供のいる世帯のうち子供一人世帯：41.5%（H10）→ 45.4%（H30））【p12】

### 保護者の子育てに関する主な状況

- **子育てについての悩みや不安**  
（子育てに悩みや不安のある保護者（H28）：41.4%（うち男性：34.0%、女性：47.6%））【p19】
- **地域における子育ての悩みや不安を相談できる人の存在**  
（地域に子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者（H28）  
：34.2%（うち男性：20.6%、女性：49.3%））【p20】
- **児童虐待に関する相談対応件数の増加**  
（児童相談所での相談対応件数：11,631件（H11）→ 159,838件（H30））【p23】

➡ 個々の保護者の子育て負担の増、子育て経験の不足、地域のつながりの希薄化等に伴い、**精神的・時間的に余裕のない家庭の増加、育児不安や過保護・過干渉、虐待（放任）等が懸念** 4

# 家庭や子供の育ち等に関する状況②

## 子供の育ちをめぐる主な状況

### ○ 子供の基本的な生活習慣

(起床リズム (毎日、同じくらいの時刻に起きていない子供) (H31) : 8.4% (小6) 、7.1% (中3) ) 【p26】  
(就寝リズム (毎日、同じくらいの時刻に寝ていない子供) (H31) : 18.6% (小6) 、22.0% (中3) ) 【p26】  
(朝食摂取の状況 (子供の朝食欠食率) (H31) : 4.6% (小6) 、6.9% (中3) ) 【p26】  
(平日、携帯やスマホを2時間以上利用 (H31) : 12.0% (小6) 、31.8% (中3) ) 【p27】

### ○ 児童生徒の不登校

(不登校児童生徒 (H30) : 【小学校】 0.70% (144人に1人) 、【中学校】 3.65% (27人に1人) ) 【p30】

生活習慣の乱れ等に伴う、**子供の規範意識の低下や社会性・自立心等の育ちの遅れ等が懸念**

## 家庭教育支援施策上の課題

### ○ 家庭教育支援施策の展開上、特に課題と感じていること【都道府県・市町村】 (H27) 【p40】

- ① 支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材不足 : 45.2%
- ② 支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材不足 : 42.1%
- ③ 家庭教育に関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない : 38.5%

### ○ 家庭教育支援施策を進めていく中で、特に課題となっている点【都道府県】 (H28) 【p44】

- ① 支援を必要としている親等に支援が届いていない : 83.0%
- ② 家庭教育支援を行う地域人材の不足 : 68.1%
- ③ 関係部局との連携 : 40.4%

各地域における家庭教育に関する課題に応じ、**支援が届きにくい家庭への対応の検討が必要** 5

## “アウトリーチ型支援”の普及・定着に向けた検討の視点 (案)

- 各地域において、教育目標などを念頭に置き、家庭や子供の育ち等に関する実情を踏まえた、家庭教育に関する課題の解決に向けては、従来型の支援 (※) に加え、家庭教育の自主性を尊重しつつ、**個々の課題に応じた、保護者に寄り添い届ける支援 (“アウトリーチ型支援”) が不可欠。**  
(※保護者に出向いてもらう学習機会の提供や相談対応等)
- “アウトリーチ型支援”の普及・定着に向けては、以下のような検討の視点が考えられるのではないかな。

### 1. なぜ今アウトリーチ？ 【課題・目的の明確化】

- 各地域における家庭や保護者、子供の育ち、家庭教育支援施策に関する状況 (現状と課題) を踏まえ、**“アウトリーチ型支援”が有効な家庭教育に関する課題や、当該支援の目的の明確化**

### 2. 何をどうやるの？ 【手段の具体化】

- 上記1の課題解決に向けた“アウトリーチ型支援”について、個々の課題や地理的特性等に応じた、支援の対象 (※) 、手法、実施体制など、**課題解決に有効な内容や方法を具体化**  
(※ 乳幼児を持つ家庭、小学生を持つ家庭、中学生を持つ家庭、特定の課題 (不登校等) を有する子供とその保護者など)

### 3. どんなことに気をつけるの？ 【支援の実現化】

- 上記1の課題解決に向けた**効果的な支援** (※) や**足りないヒト・モノ・コトを補う工夫**などの具体化  
(※ 課題や支援対象に応じた関係部局 (教育部局と福祉・保健部局) や関係機関 (自治体と学校・地域) の連携など)

「できない」「やれない」といった“ないない”事項を列挙するのではなく、先行事例を参考にして、それぞれの地域で、どうやったらできるかを前向きに考え、「やりたいけれど・・・」から「やってみよう」へ

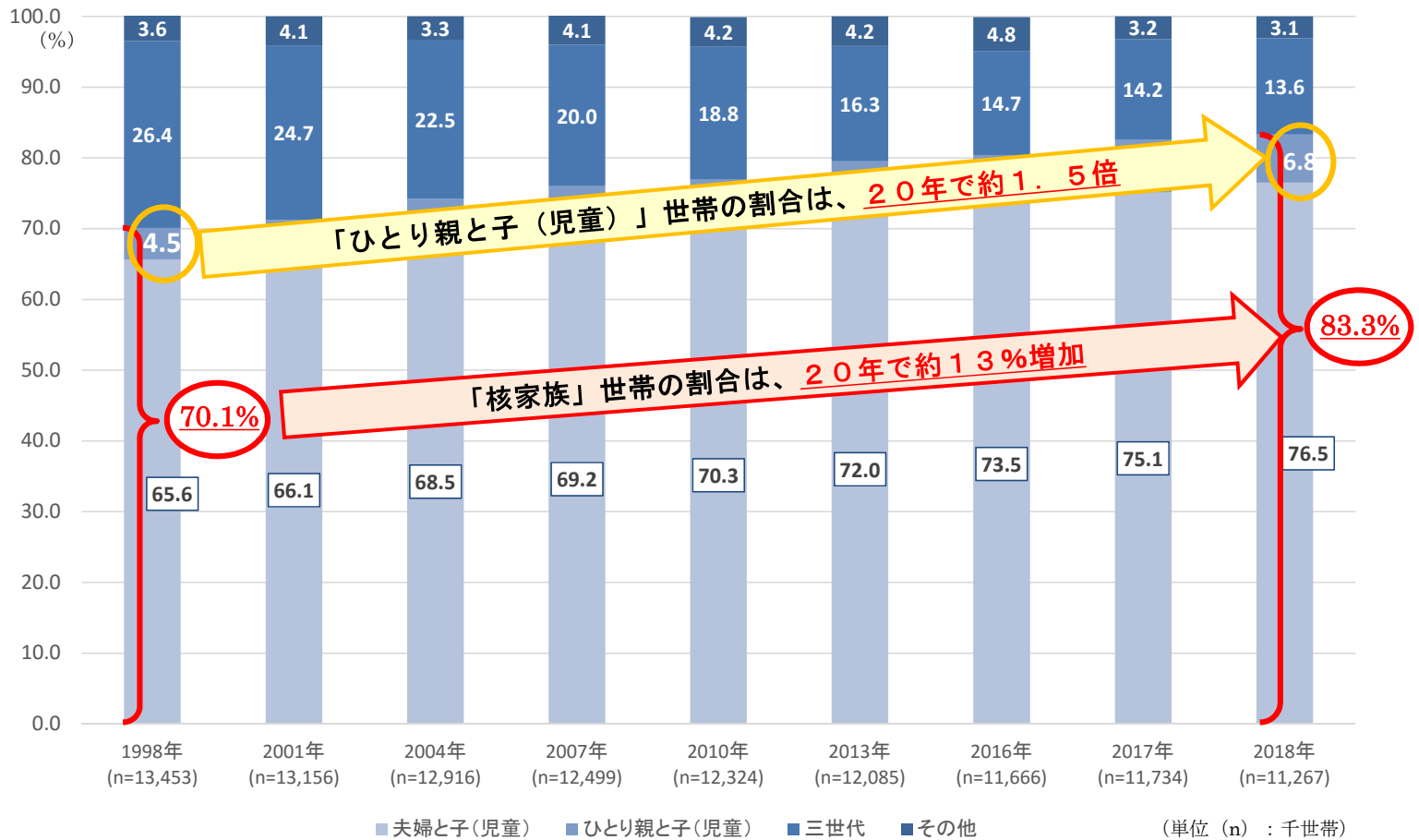
# 目次

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| <b>1. 背景・検討の視点</b> | <b>2</b>  |
| <b>2. 関連データ等</b>   | <b>7</b>  |
| (1) 家庭を取り巻く状況      | 8         |
| (2) 保護者の子育てに関する状況  | 15        |
| (3) 子供の育ちをめぐる状況    | 25        |
| (4) 家庭教育支援施策上の課題   | 39        |
| <b>3. 関連施策等</b>    | <b>45</b> |
| (1) 家庭教育支援に関する取組   | 46        |
| (2) 地域や学校における取組    | 55        |
| (3) 保健や福祉に関する取組    | 66        |

## (1) 家庭を取り巻く状況

# 児童のいる世帯の構成【世帯別割合】

※「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

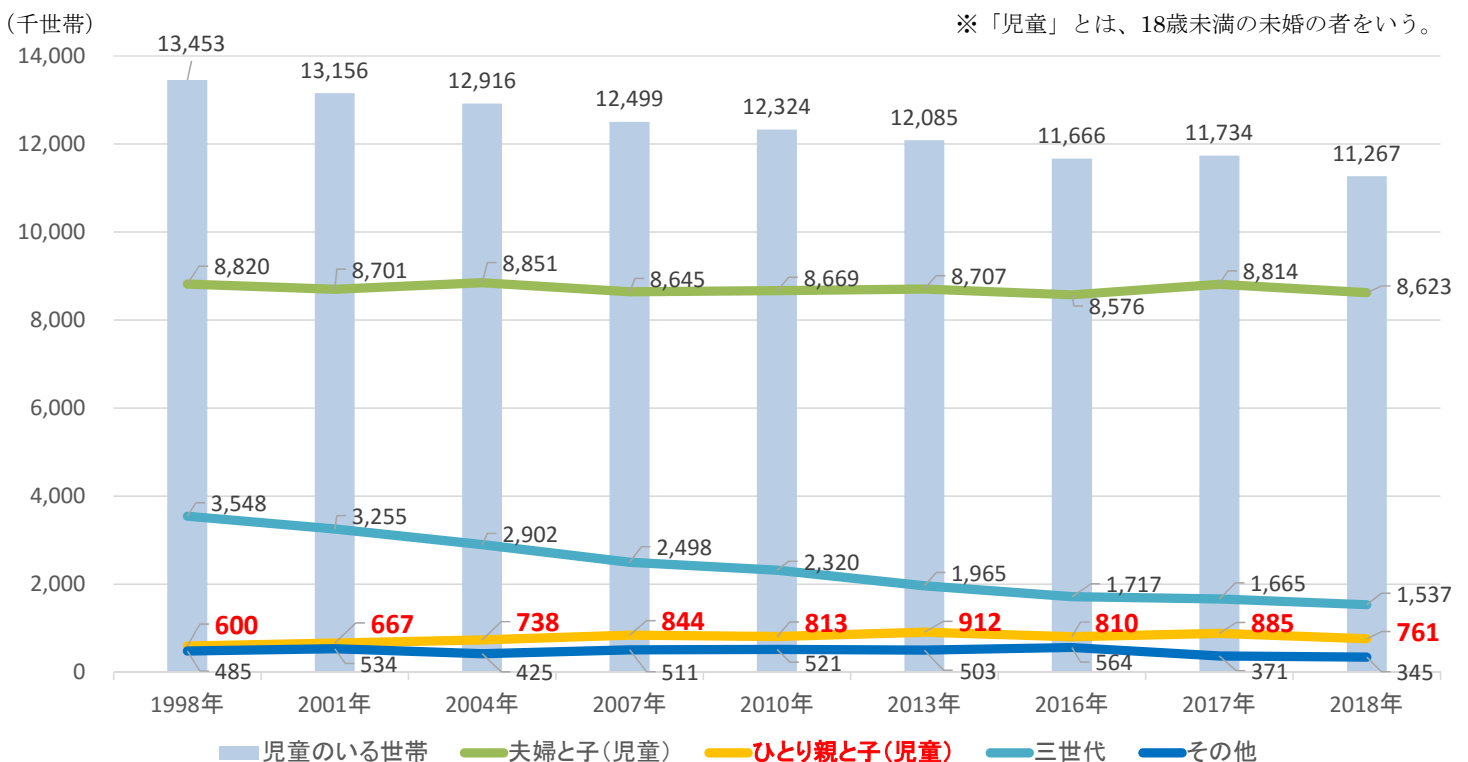


注：1) 1995年の数値は、兵庫県を除いたもの  
 2) 2016年の数値は、熊本県を除いたもの

出典：「国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)

# 児童のいる世帯の構成【世帯数】

○「児童のいる世帯数」は減少傾向にあるが、うち「夫婦と子(児童)の世帯数」及び「ひとり親と子(児童)の世帯数」(いわゆる「核家族」世帯数)は、ほぼ横ばい。また、「ひとり親と子(児童)の世帯数」は約76万世帯(2018年)を占める。

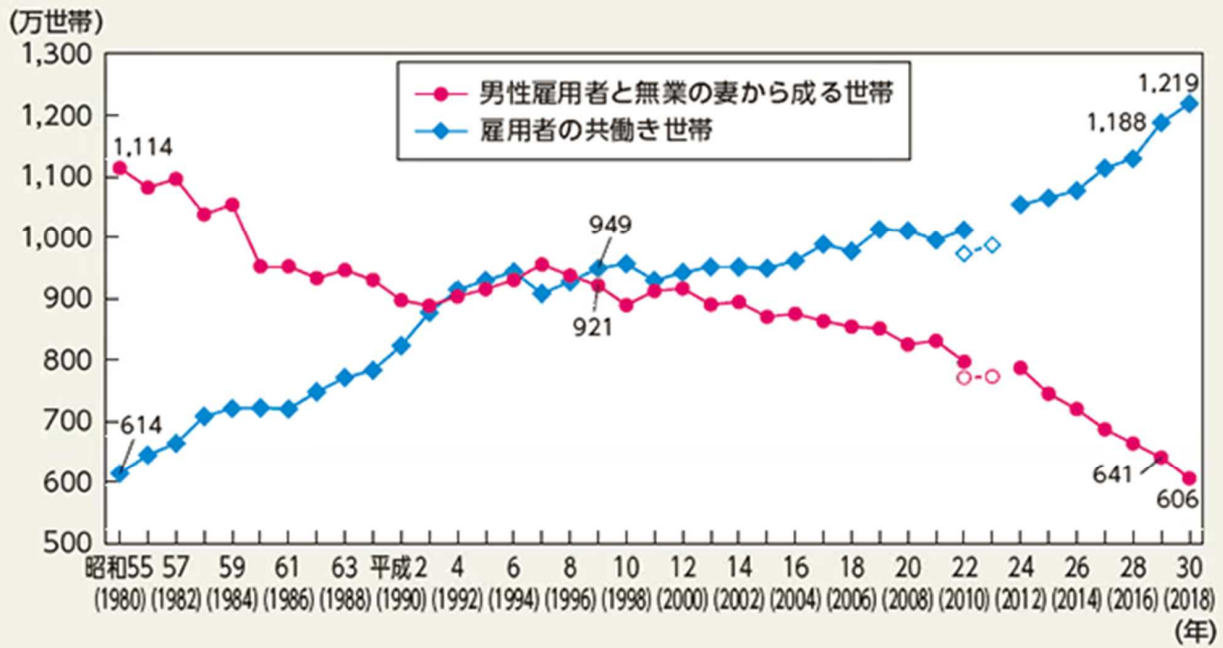


注：2016年の数値は、熊本県を除いたもの

出典：「国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)



# 共働き世帯の推移【世帯数】

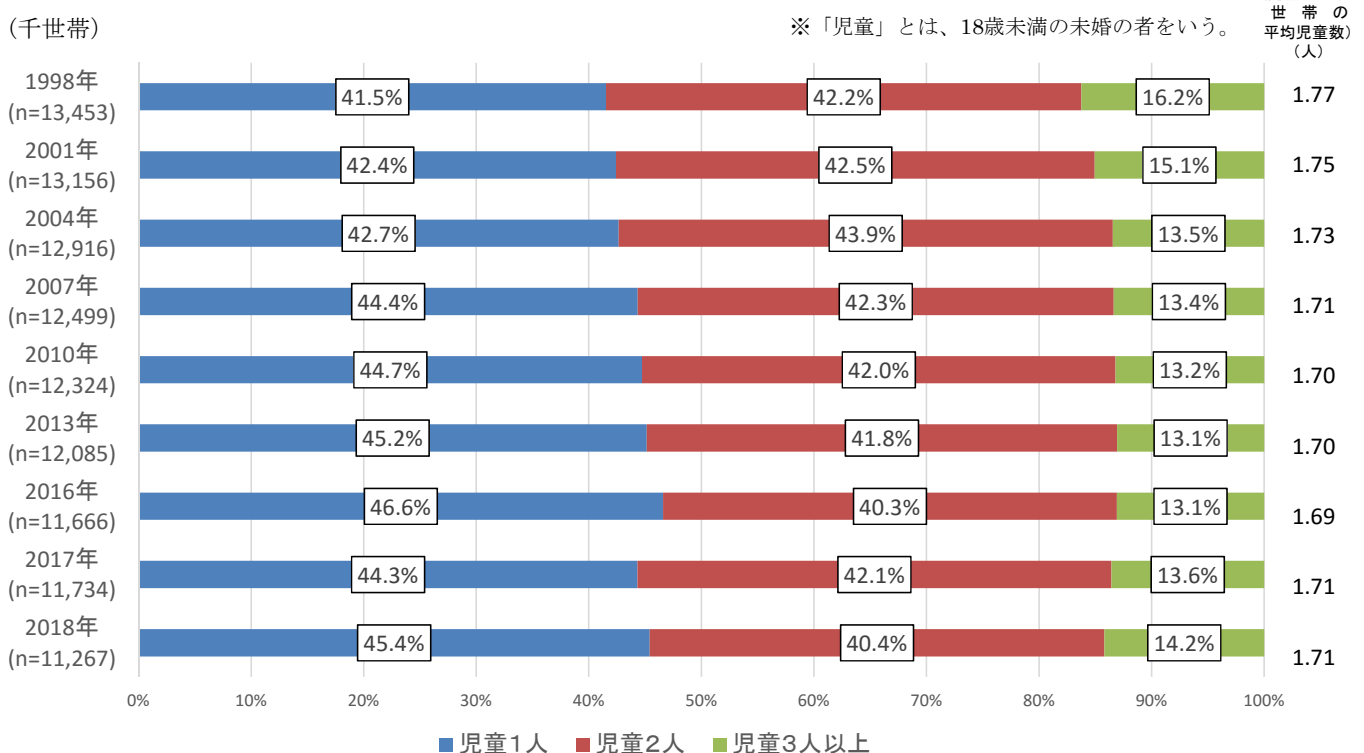


- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：「男女共同参画白書(令和元年版)」(内閣府男女共同参画局) 11

# 児童のいる世帯の状況【児童数別世帯数】

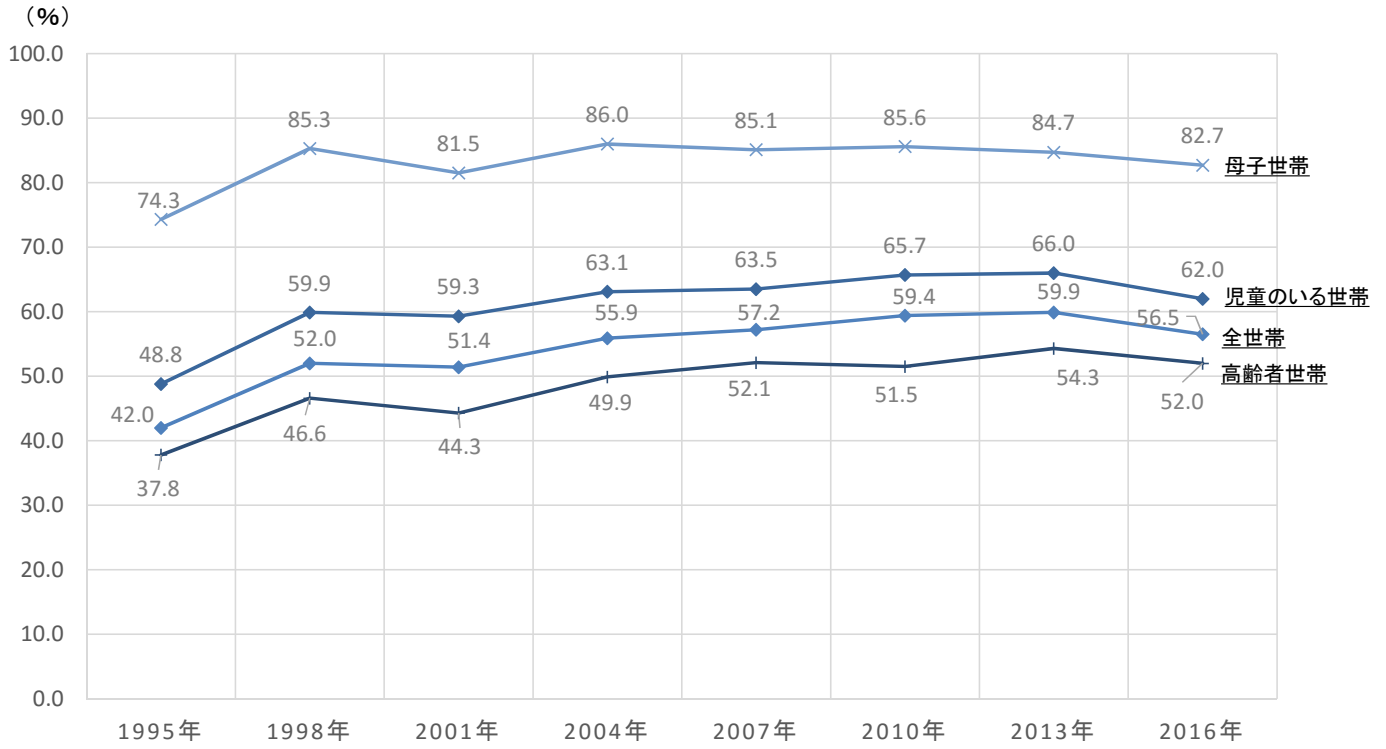
○ 「児童のいる世帯」における児童数をみると、「児童1人」の世帯が占める割合は概ね増加傾向にあり、「児童3人以上」の世帯が占める割合は概ね減少傾向にある。



注：2016年の数値は、熊本県を除いたもの

出典：「国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)

# 生活意識が「苦しい」と回答した世帯の割合【世帯構造別】



※「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみて、どう感じているかの意識を世帯主又は世帯を代表する者が5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したもの。上記は、そのうち「大変苦しい」又は「やや苦しい」と回答した者の割合を合計したもの。

※「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

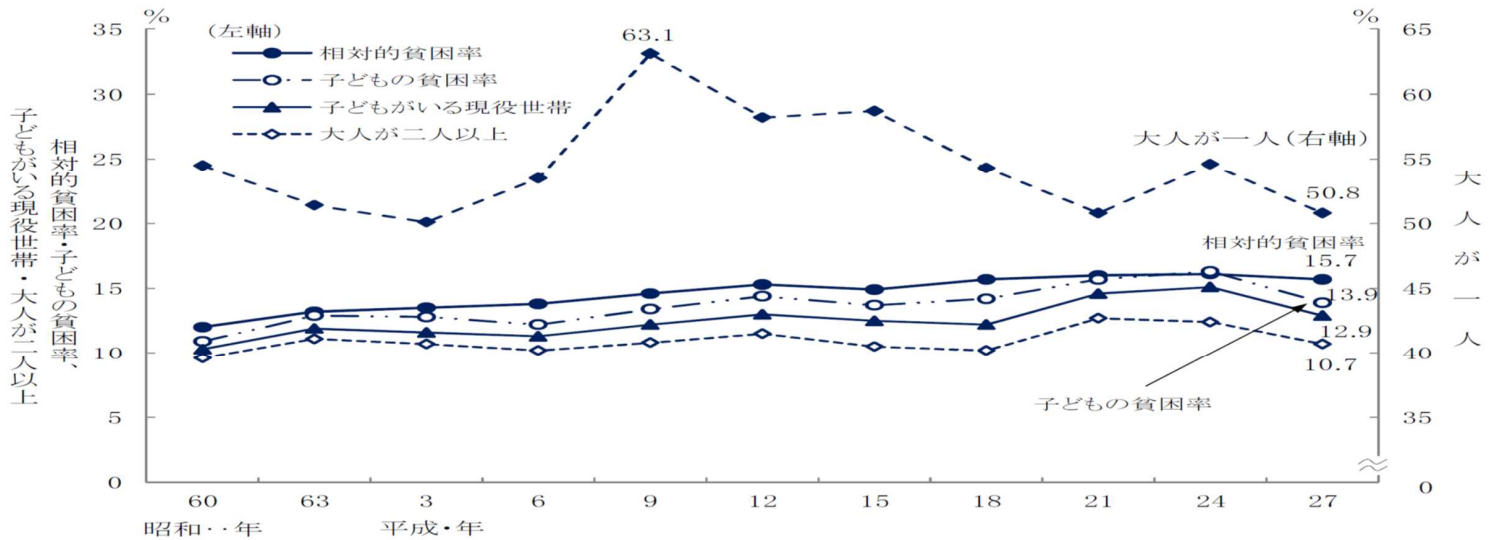
※「母子世帯」とは、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯をいう。

※「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

注：1) 1995年の数値は、兵庫県を除いたもの  
2) 2016年の数値は、熊本県を除いたもの

出典：「国民生活基礎調査の概況」（厚生労働省）

# 貧困率の年次推移



|            | 昭和60年 | 63   | 平成3年 | 6    | 9    | 12   | 15   | 18   | 21   | 24   | 27   |
|------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| (単位：%)     |       |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 相対的貧困率     | 12.0  | 13.2 | 13.5 | 13.8 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.7 |
| 子どもの貧困率    | 10.9  | 12.9 | 12.8 | 12.2 | 13.4 | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 |
| 子どもがいる現役世帯 | 10.3  | 11.9 | 11.6 | 11.3 | 12.2 | 13.0 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 |
| 大人が一人      | 54.5  | 51.4 | 50.1 | 53.5 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 50.8 |
| 大人が二人以上    | 9.6   | 11.1 | 10.7 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 |
| (単位：万円)    |       |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 中央値 (a)    | 216   | 227  | 270  | 289  | 297  | 274  | 260  | 254  | 250  | 244  | 244  |
| 貧困線 (a/2)  | 108   | 114  | 135  | 144  | 149  | 137  | 130  | 127  | 125  | 122  | 122  |

注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出典：「平成28年国民生活基礎調査の概況」（厚生労働省）

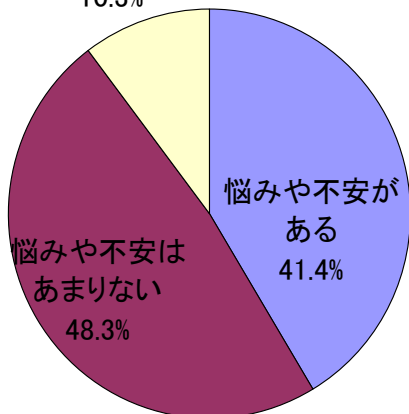
## (2) 保護者の子育てに関する状況

### 子育ての悩みや不安

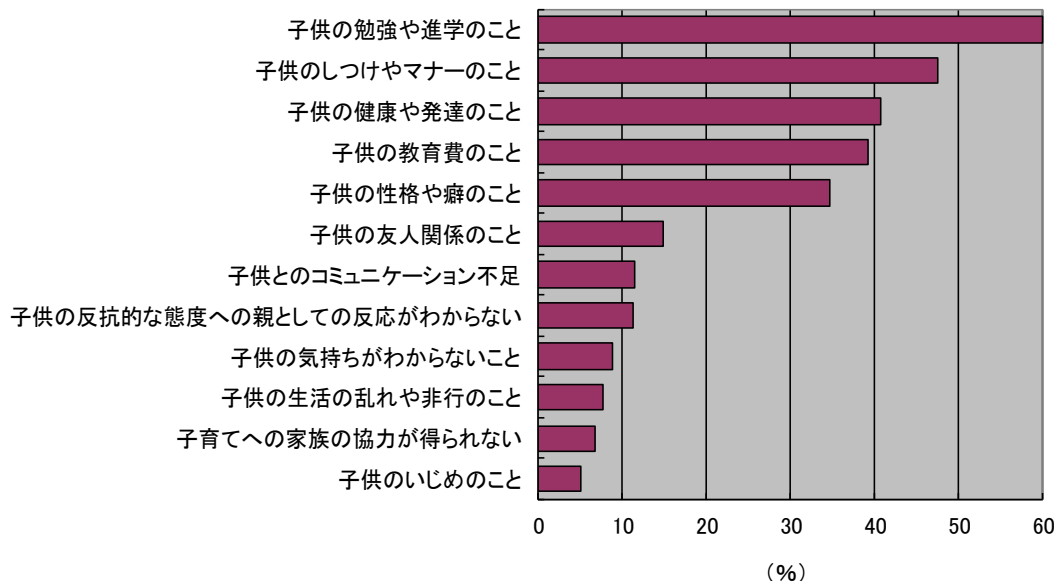
約4割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている

#### 子育ての悩みや不安

悩みや不安は  
まったくない  
10.3%



悩みや不安が大きいものから順番に3位まで選択(複数回答として集計)



出典：「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」(平成28年度文部科学省委託調査)

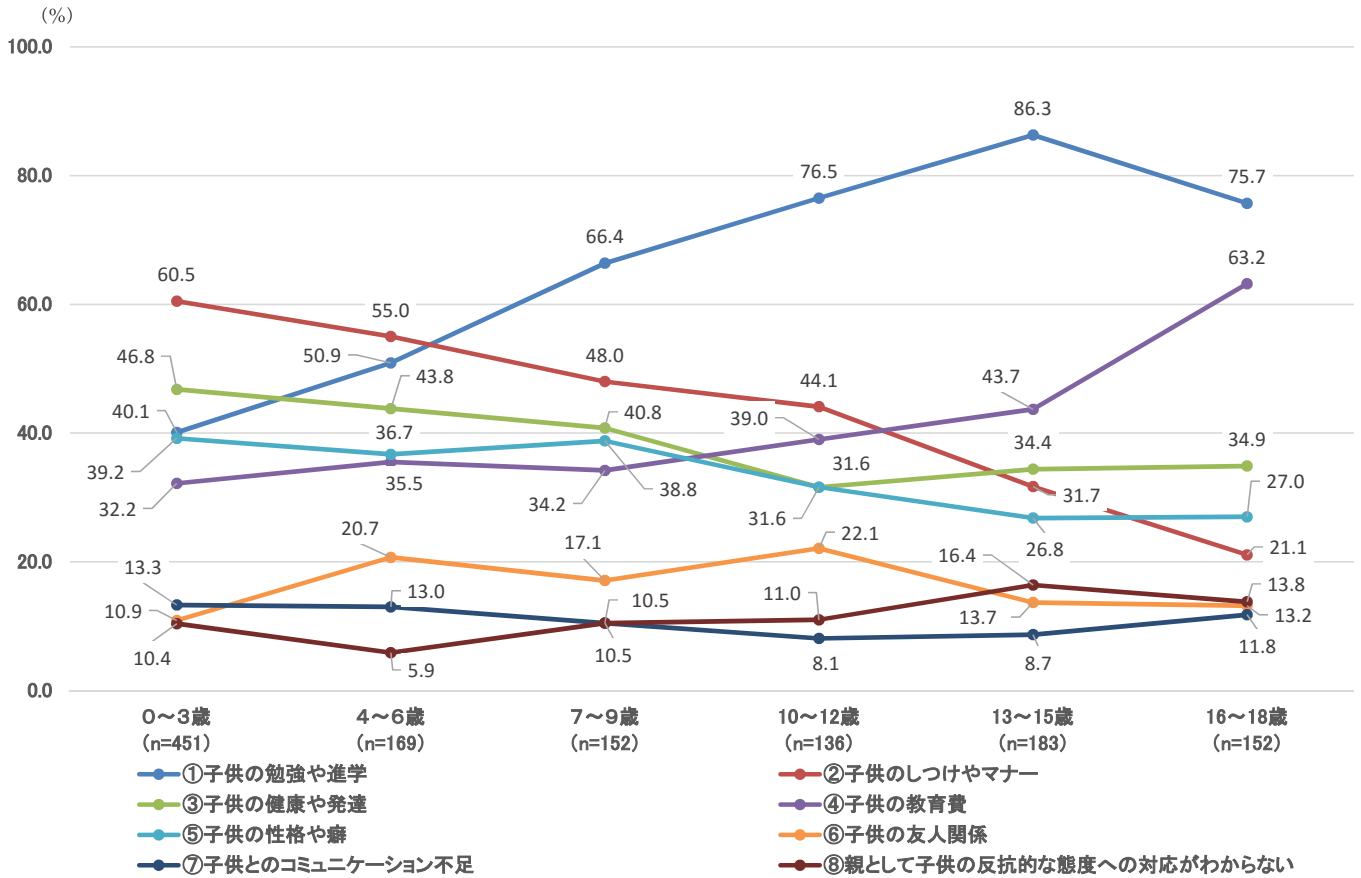
妊娠中又は3歳未満の子供の母親の約5割が孤立感を抱えている。

母親の意識(財団法人こども未来財団調査2004年)

○社会からの孤立感・・・48.8%    ○相談する相手がいない・・・21.0%



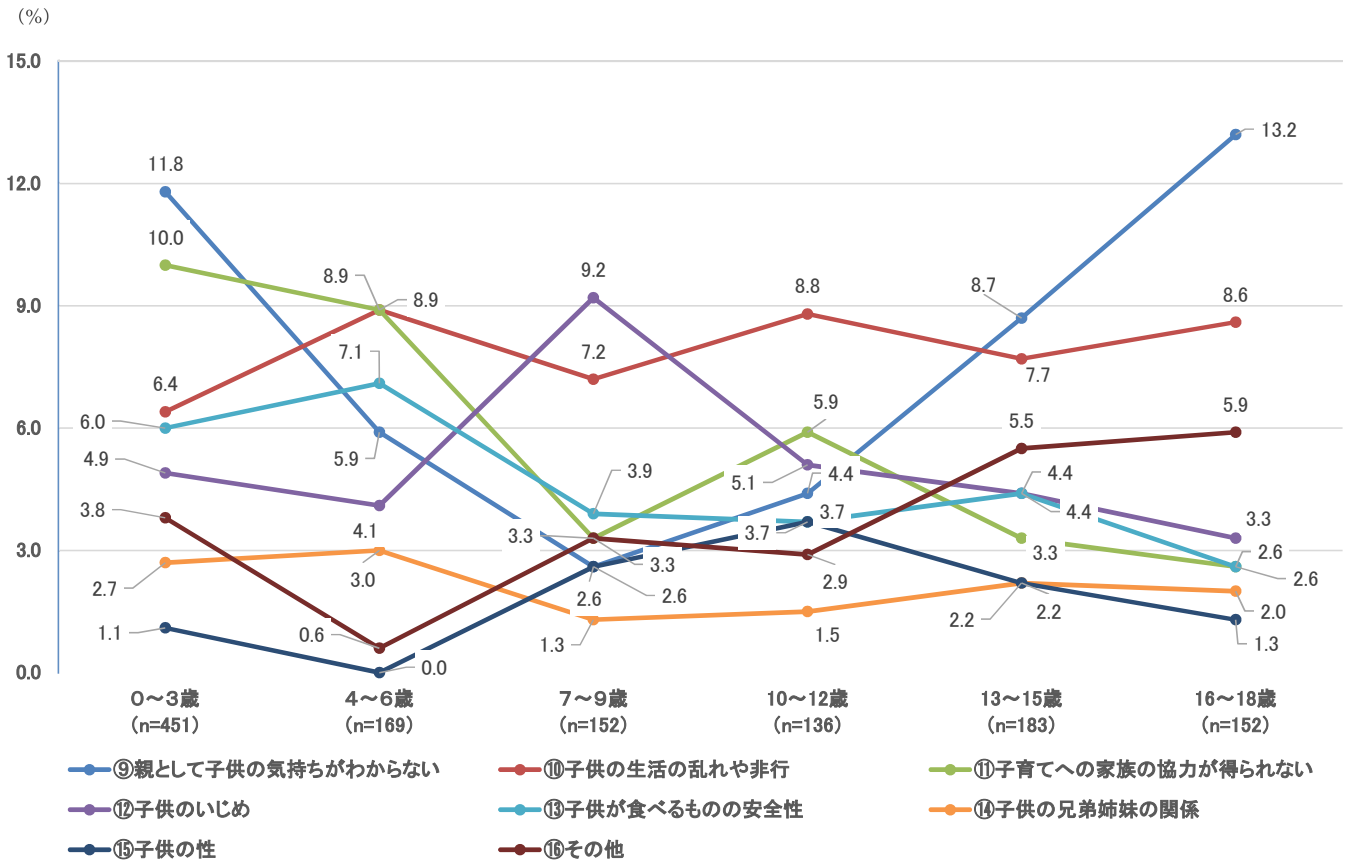
# 保護者の子育てについての悩みや不安の内容(末子年齢別①)



※0歳～18歳の子供を持つ20歳～54歳の父母3,000人を対象とした調査結果。

出典:平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(文部科学省) 17

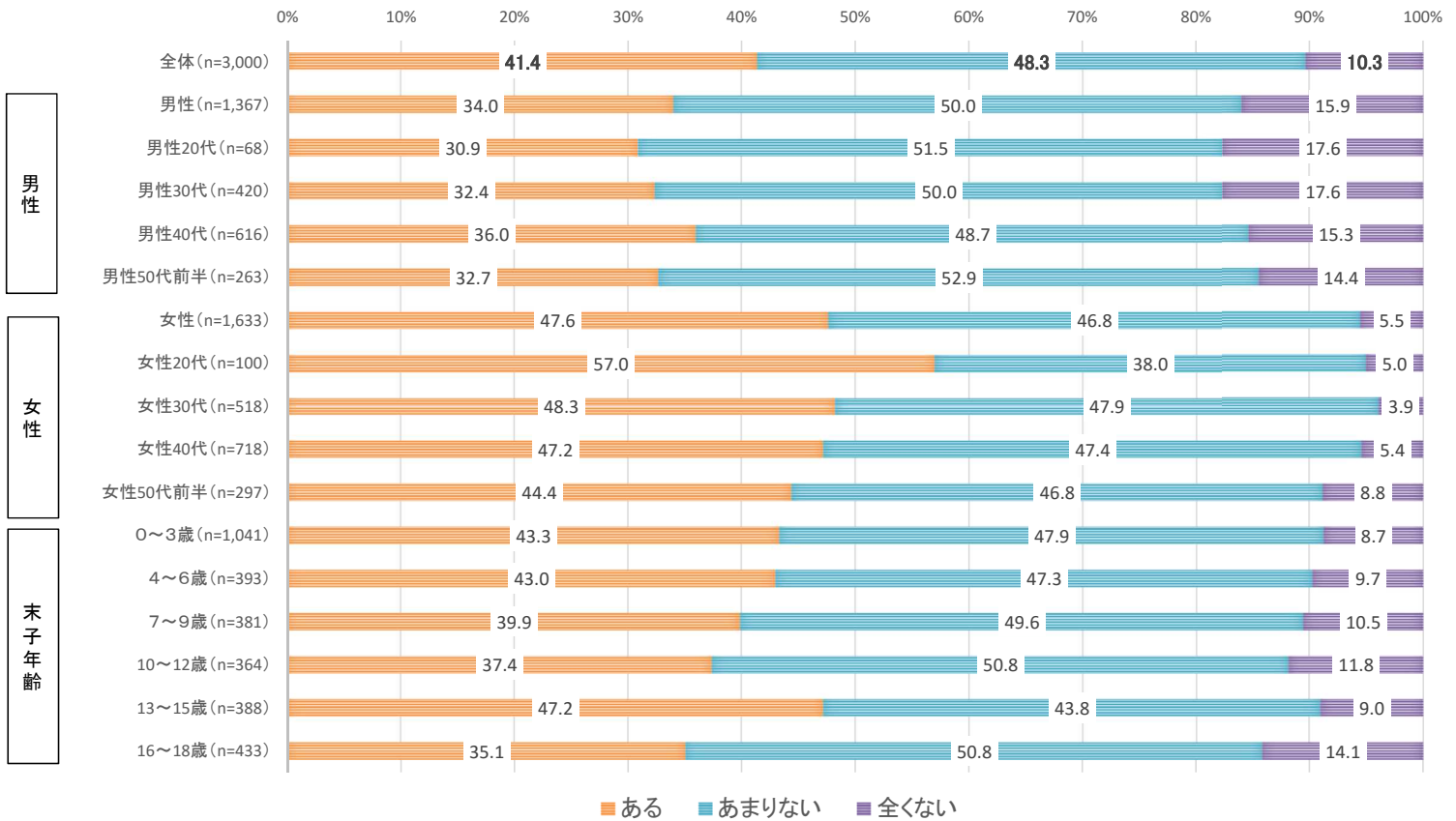
# 保護者の子育てについての悩みや不安の内容(末子年齢別②)



※0歳～18歳の子供を持つ20歳～54歳の父母3,000人を対象とした調査結果。

出典:平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(文部科学省) 18

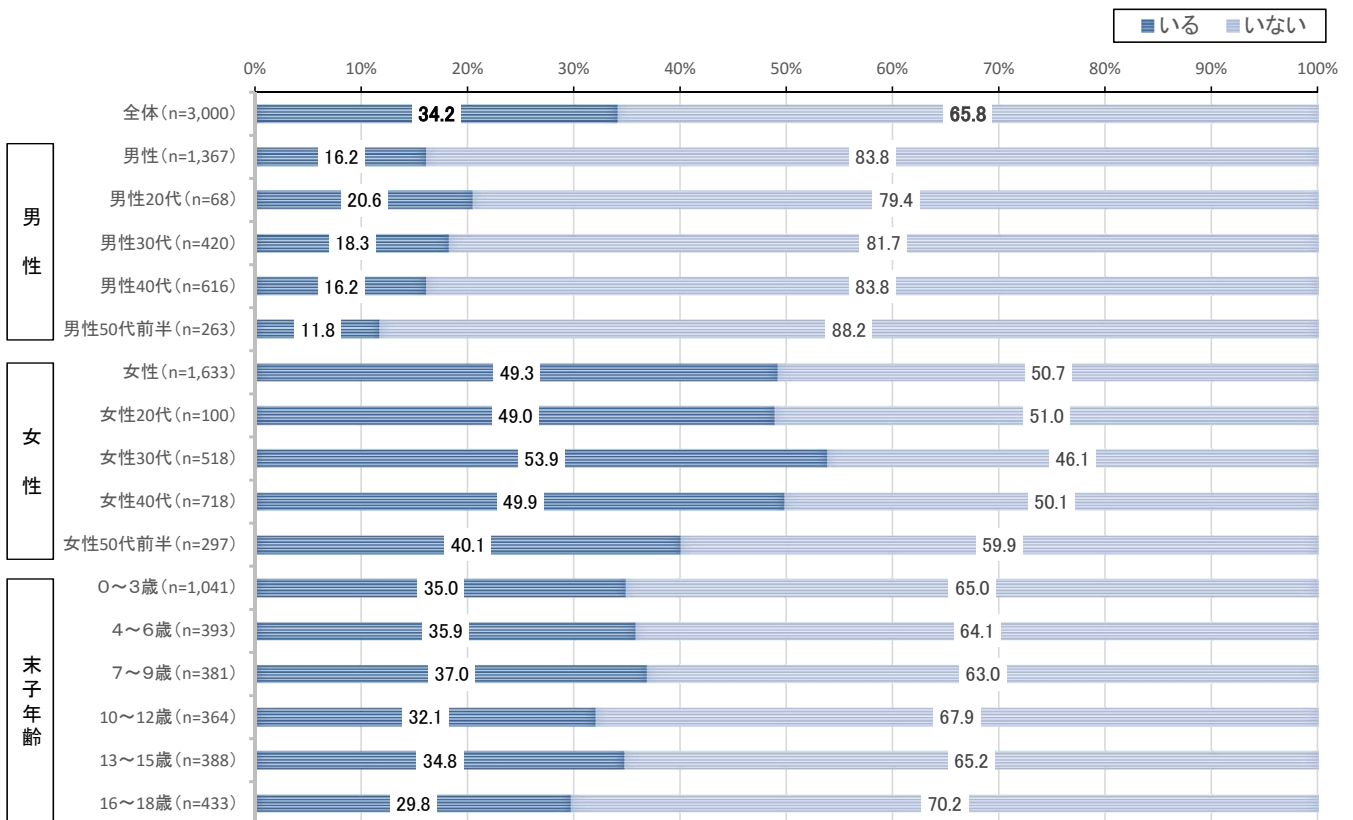
# 保護者の子育てについての悩みや不安の有無



※0歳～18歳の子供を持つ20歳～54歳の父母3,000人を対象とした調査結果。

出典：平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(文部科学省)

# 地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合



※0歳～18歳の子供を持つ20歳～54歳の父母3,000人を対象とした調査結果。

出典：平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(文部科学省)

## 地域で子育てを支えるために重要なこと

多くの人が子育てに関する相談や情報提供をする人や場、交流の場が重要だと思っている。

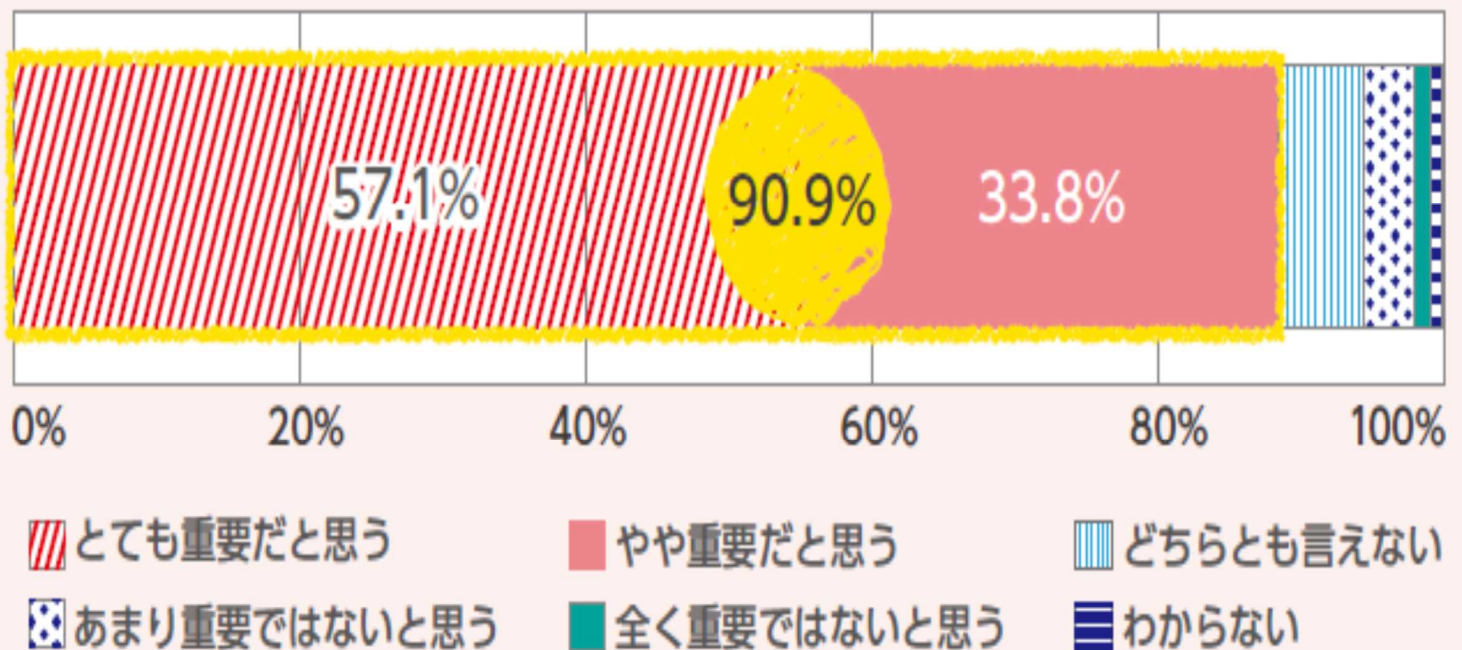


内閣府：家族と地域における子育てに関する意識調査（平成25年度）

21

## 子育てする人にとっての地域の支えの重要性

約9割の人が子育てについて地域の支えが重要だと思っている

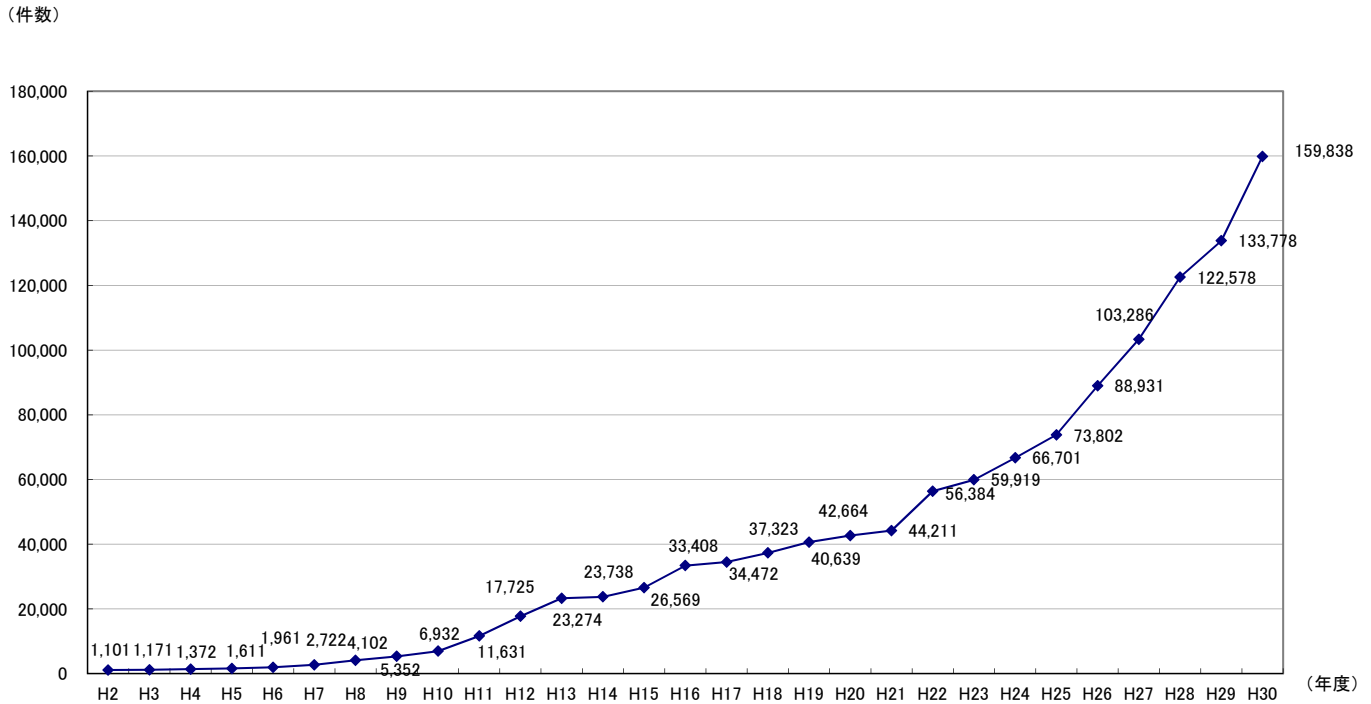


出典：平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」（内閣府）

22

# 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談の対応件数は一貫して増加しており、平成30年度は159,838件で過去最多



※平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

※相談対応件数とは、平成30年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数

※平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

出典：「平成30年度 児童相談所での児童虐待対応件数等」(厚生労働省) 23

## 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成30年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

|        | 身体的虐待                      | ネグレクト                      | 性的虐待                   | 心理的虐待                      | 総数                           |
|--------|----------------------------|----------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 平成20年度 | 16,343( 38.3%)             | 15,905( 37.3%)             | 1,324( 3.1%)           | 9,092( 21.3%)              | 42,664(100.0%)               |
| 平成21年度 | 17,371( 39.3%)             | 15,185( 34.3%)             | 1,350( 3.1%)           | 10,305( 23.3%)             | 44,211(100.0%)               |
| 平成22年度 | 21,559( 38.2%)             | 18,352( 32.5%)             | 1,405( 2.5%)           | 15,068( 26.7%)             | 56,384(100.0%)               |
| 平成23年度 | 21,942( 36.6%)             | 18,847( 31.5%)             | 1,460( 2.4%)           | 17,670( 29.5%)             | 59,919(100.0%)               |
| 平成24年度 | 23,579( 35.4%)             | 19,250( 28.9%)             | 1,449( 2.2%)           | 22,423( 33.6%)             | 66,701(100.0%)               |
| 平成25年度 | 24,245( 32.9%)             | 19,627( 26.6%)             | 1,582( 2.1%)           | 28,348( 38.4%)             | 73,802(100.0%)               |
| 平成26年度 | 26,181( 29.4%)             | 22,455( 25.2%)             | 1,520( 1.7%)           | 38,775( 43.6%)             | 88,931(100.0%)               |
| 平成27年度 | 28,621( 27.7%)             | 24,444( 23.7%)             | 1,521( 1.5%)           | 48,700( 47.2%)             | 103,286(100.0%)              |
| 平成28年度 | 31,925( 26.0%)             | 25,842( 21.1%)             | 1,622( 1.3%)           | 63,186( 51.5%)             | 122,575(100.0%)              |
| 平成29年度 | 33,223( 24.8%)             | 26,821( 20.0%)             | 1,537( 1.1%)           | 72,197( 54.0%)             | 133,778(100.0%)              |
| 平成30年度 | 40,238( 25.2%)<br>(+7,015) | 29,479( 18.4%)<br>(+2,658) | 1,730( 1.1%)<br>(+193) | 88,391(55.3%)<br>(+16,194) | 159,838(100.0%)<br>(+26,060) |

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

※ 平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

出典：「平成30年度 児童相談所での児童虐待対応件数等」(厚生労働省) 24

# (3) 子供の育ちをめぐる状況

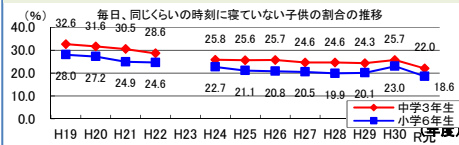
## 子供の基本的な生活習慣の確立に向けて

○ 近年、**子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘**されており、子供たちが健やかに成長していくためには、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動など、**規則正しい生活習慣を確立することが必要**。

### 現状と課題

#### 子供の就寝リズム【早寝】

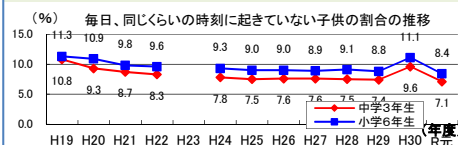
○同じくらいの時刻に寝ていない子供の割合は、減少傾向にあるが、一定割合(小6:18.6%、中3:22.0%(R元))を占める。



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(各年度)  
〔「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に「あまりしていない」、「全くしていない」のそれぞれに回答した者の割合を合計したもの。〕

#### 子供の起床リズム【早起き】

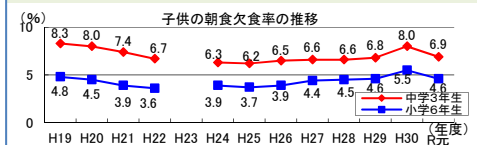
○同じくらいの時刻に起きていない子供の割合は、減少傾向にあるが、一定割合(小6:8.4%、中3:7.1%(R元))を占める。



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(各年度)  
〔「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に「あまりしていない」、「全くしていない」のそれぞれに回答した者の割合を合計したもの。〕

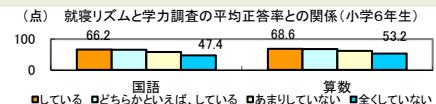
#### 子供の朝食摂取【朝ごはん】

○子供の朝食欠食率は、近年、多少の変動はあるものの、一定割合(小6:4.6%、中3:6.9%(R元))を占める。



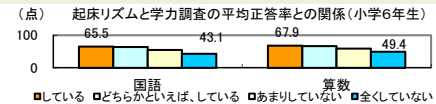
※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(各年度)  
〔「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「あまりしていない」、「全くしていない」のそれぞれに回答した者の割合を合計したもの。〕

○毎日、同じくらいの時刻に寝ている子供ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向。



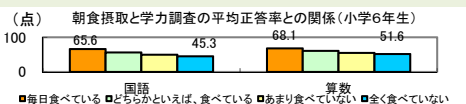
※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和元年度)

○毎日、同じくらいの時刻に起きている子供ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向。



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和元年度)

○毎日朝食を食べている子供ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向。



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和元年度)

#### 家庭教育支援の必要性

○子供たちの基本的な生活習慣の習得には、家庭教育が重要な役割を担うが、家庭を取り巻く環境が変化中、家庭における子育ての悩みや不安が懸念。

- ・子育てについての悩みや不安がある：41.4%
- ・地域の中で子育ての悩みや不安を相談できる人がいる：34.2%

※平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(文部科学省)

#### 子供の情報モラル教育や有害環境対策の必要性

○スマホやSNSが子供たちにも急速に普及する中、ネット依存やゲーム依存などの予防やインターネットの適切な使用など、情報を正しく安全に利用できる取組が重要。

- ・インターネットを平日1日2時間以上利用：39.4%(小学生(満10歳以上))、61.0%(中学生)
- ・SNS等で被害にあった子供の数：1,811人

※内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成30年度)  
※警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」(平成30年度)

### 今後の方向性 (第3期教育振興基本計画 (H30.6.15閣議決定))

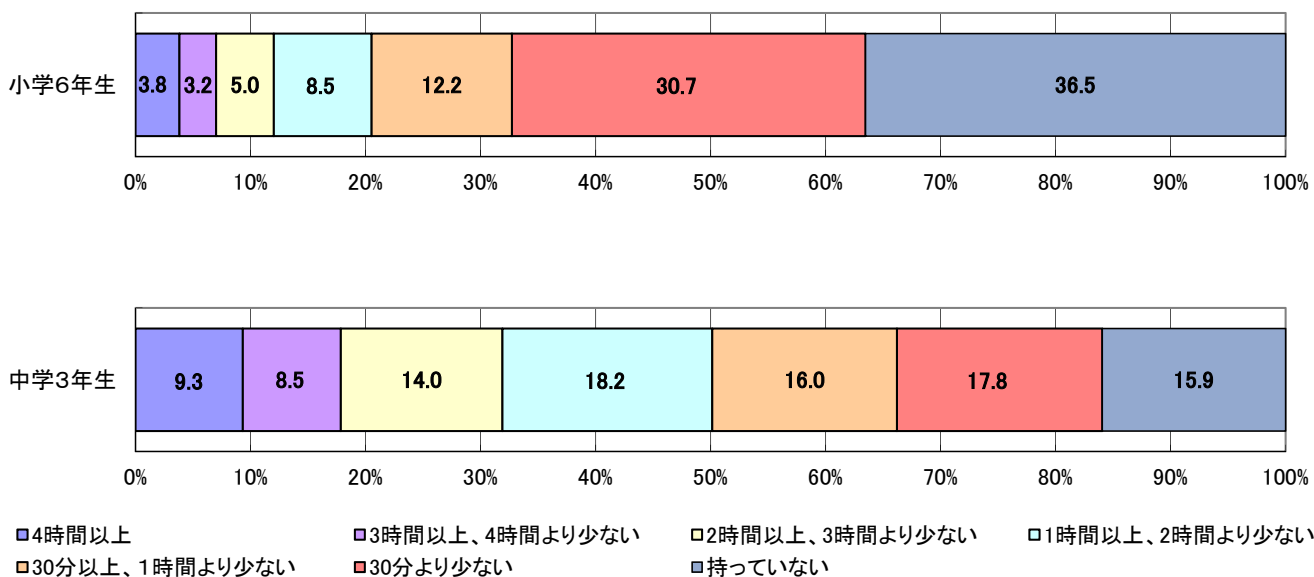
- **家庭の教育力の向上に向けた取組を進めるとともに、社会全体で子供たちの生活リズムの向上を図るため、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開する。**
- 情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、**子供自身が主体的に情報機器を適切に利用できるようにする取組を促進する。**



# 携帯電話・スマートフォンの利用時間

普段、携帯電話やスマートフォンを2時間以上利用している割合は、  
小学6年生は約1割(12.0%)、中学3年生は約3割(31.8%)。

普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか



※その他・無回答の省略及び、小数点第二位以下四捨五入のため、各区分の比率の合計が必ずしも100%にならない。

出典：「平成29年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

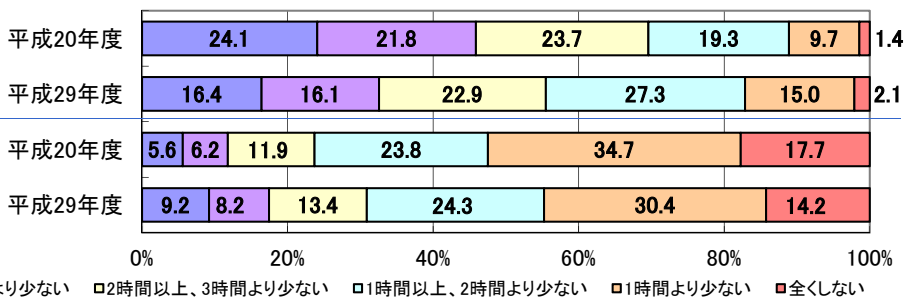
# テレビ・ゲーム等の利用時間

◎普段、テレビなどを2時間以上見ている小学6年生は約6割(55.4%)、中学3年生は約5割(48.5%)

◎普段、テレビゲームを2時間以上している小学6年生は約3割(30.8%)、中学3年生は約4割(37.0%)

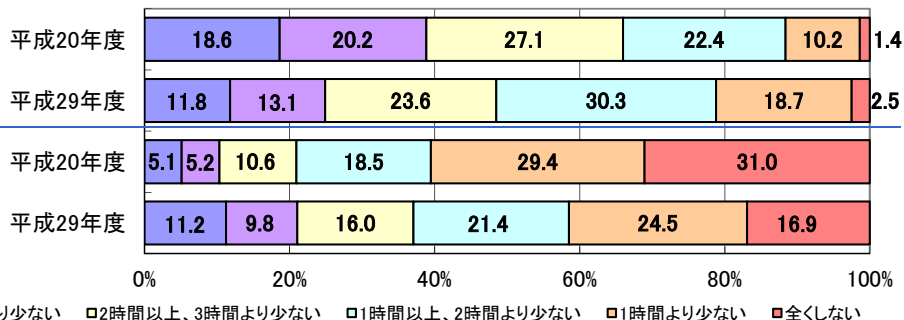
## <小学6年生>

普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか



## <中学3年生>

普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか



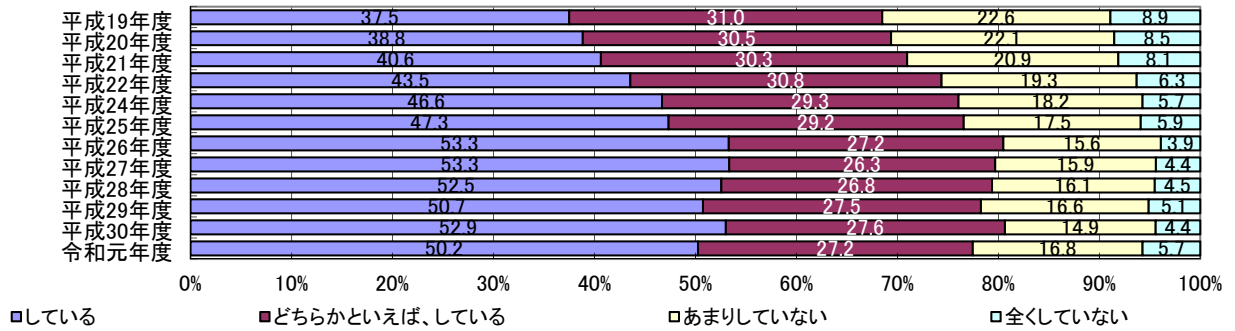
※その他・無回答の省略及び、小数点第二位以下四捨五入のため、各区分の比率の合計が必ずしも100%にならない。

文部科学省:全国学力・学習状況調査

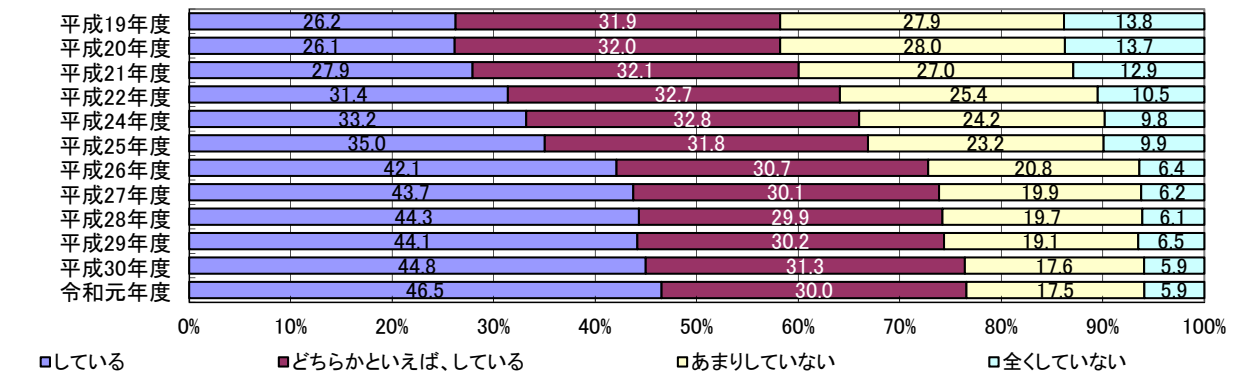
# 家庭におけるコミュニケーション

小学6年生の約2割(22.5%)、中学3年生の約2割(23.4%)が家族に学校での出来事をあまり話していない。

## ○小学6年生 家の人と学校での出来事について話をしていますか



## ○中学3年生 家の人と学校での出来事について話をしていますか



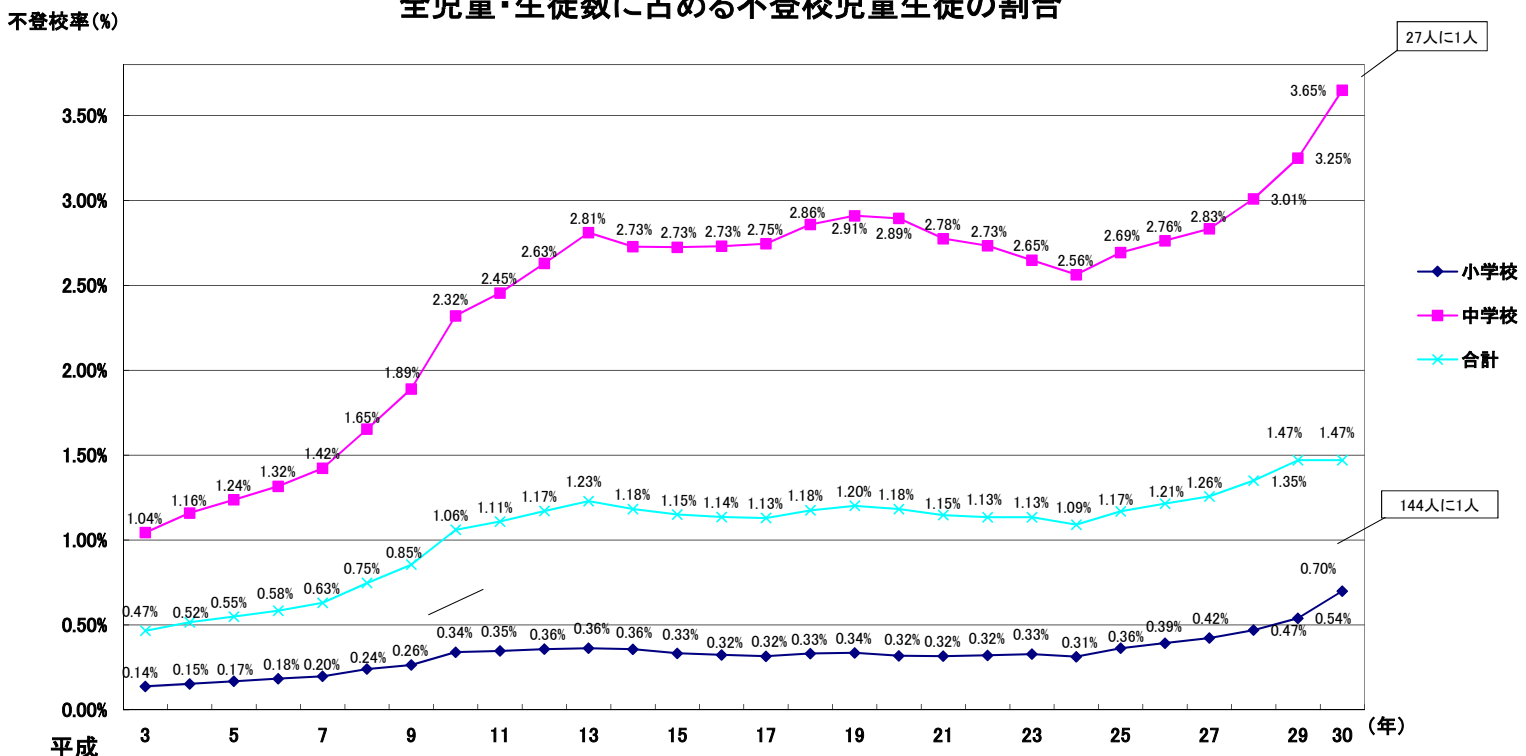
※その他・無回答の省略及び、小数点第二位以下四捨五入のため、各区分の比率の合計が必ずしも100%にならない。

出典：「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

# 全児童・生徒数に占める不登校児童生徒の割合

小学生の約144人に1人、中学生の約27人に1人が不登校の状態

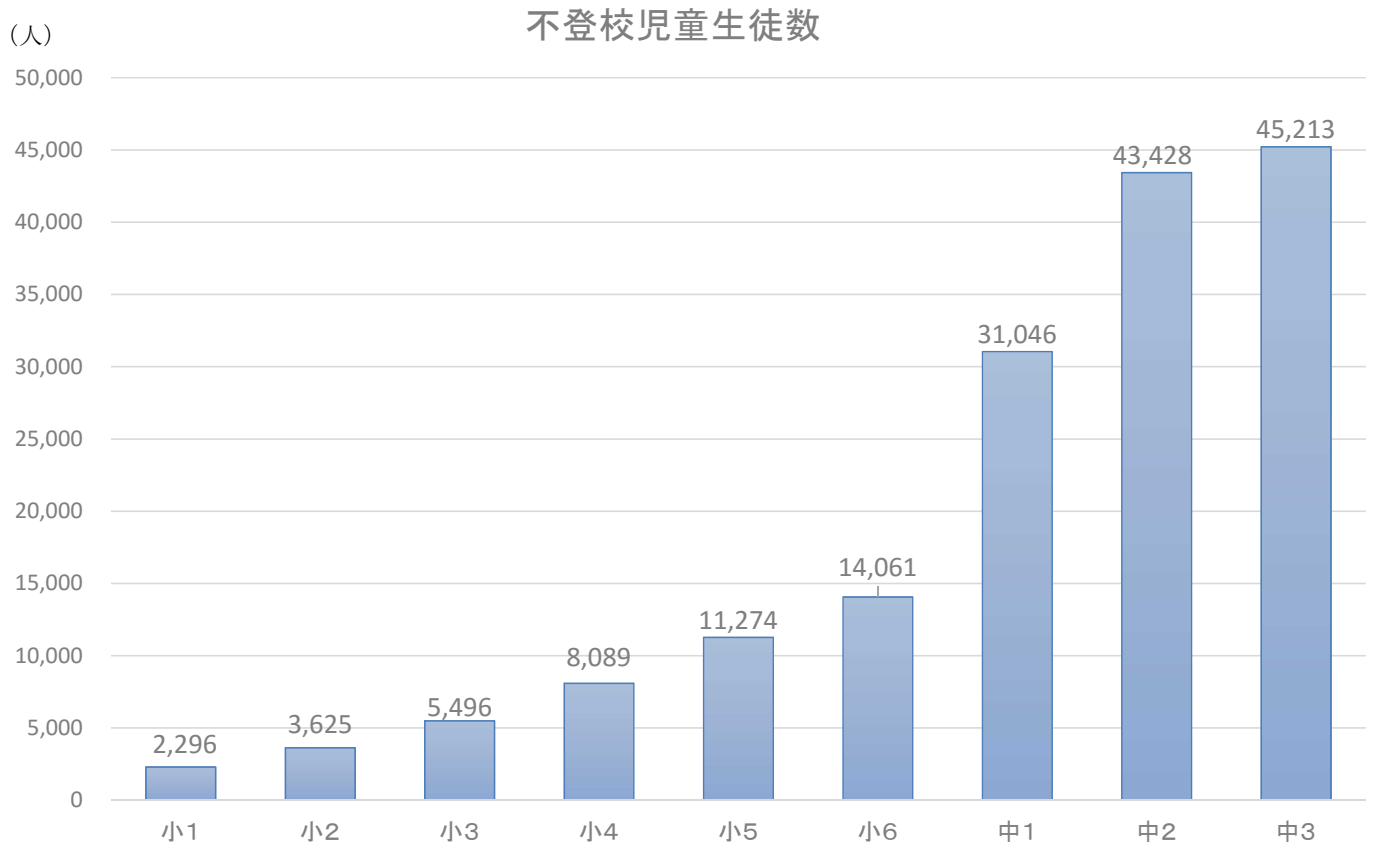
## 全児童・生徒数に占める不登校児童生徒の割合



※「不登校」児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く）をいう。

出典：「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）

# 不登校児童生徒数(2018年)【学年別】



※「不登校」児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く）をいう。

出典：「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）

# 不登校児童生徒数(2018年)【都道府県別】

(単位：人)

|           | 小学生              |               | 中学生              |                |
|-----------|------------------|---------------|------------------|----------------|
|           | 1,000人当たりの不登校児童数 | 不登校児童数        | 1,000人当たりの不登校生徒数 | 不登校生徒数         |
| <b>合計</b> | <b>7.0</b>       | <b>44,841</b> | <b>36.5</b>      | <b>119,687</b> |
| 1 北海道     | 6.3              | 1,542         | 38.7             | 4,953          |
| 2 青森県     | 5.5              | 323           | 31.2             | 1,003          |
| 3 岩手県     | 4.8              | 284           | 30.7             | 979            |
| 4 宮城県     | 8.1              | 948           | 48.7             | 2,919          |
| 5 秋田県     | 4.8              | 207           | 31.3             | 724            |
| 6 山形県     | 4.7              | 249           | 30.1             | 861            |
| 7 福島県     | 4.6              | 418           | 34.1             | 1,697          |
| 8 茨城県     | 8.1              | 1,204         | 34.5             | 2,703          |
| 9 栃木県     | 7.3              | 739           | 40.1             | 2,137          |
| 10 群馬県    | 6.6              | 663           | 34.2             | 1,832          |
| 11 埼玉県    | 5.1              | 1,908         | 31.4             | 5,863          |
| 12 千葉県    | 6.4              | 2,022         | 33.2             | 5,251          |
| 13 東京都    | 7.2              | 4,394         | 36.8             | 11,235         |
| 14 神奈川県   | 8.2              | 3,781         | 41.4             | 9,437          |
| 15 新潟県    | 6.4              | 701           | 33.8             | 1,935          |
| 16 富山県    | 6.6              | 334           | 28.7             | 801            |
| 17 石川県    | 7.4              | 439           | 38.1             | 1,172          |
| 18 福井県    | 4.6              | 195           | 25.3             | 548            |
| 19 山梨県    | 7.1              | 291           | 38.2             | 842            |
| 20 長野県    | 9.5              | 1,032         | 38.4             | 2,197          |
| 21 岐阜県    | 7.8              | 844           | 37.3             | 2,099          |
| 22 静岡県    | 8.9              | 1,716         | 41.3             | 4,103          |
| 23 愛知県    | 8.1              | 3,382         | 39.7             | 8,227          |
| 24 三重県    | 7.1              | 675           | 34.1             | 1,670          |
| 25 滋賀県    | 7.5              | 620           | 33.9             | 1,394          |
| 26 京都府    | 5.6              | 722           | 33.9             | 2,278          |
| 27 大阪府    | 7.0              | 3,098         | 36.8             | 8,316          |
| 28 兵庫県    | 6.5              | 1,893         | 40.8             | 5,971          |
| 29 奈良県    | 6.2              | 428           | 33.3             | 1,243          |
| 30 和歌山県   | 5.7              | 263           | 32.4             | 799            |
| 31 鳥取県    | 7.8              | 230           | 32.9             | 502            |
| 32 島根県    | 10.7             | 374           | 37.9             | 669            |
| 33 岡山県    | 7.6              | 772           | 30.9             | 1,599          |
| 34 広島県    | 7.0              | 1,074         | 32.1             | 2,438          |
| 35 山口県    | 6.1              | 413           | 31.4             | 1,092          |
| 36 徳島県    | 5.9              | 212           | 34.6             | 641            |
| 37 香川県    | 5.4              | 275           | 33.5             | 885            |
| 38 愛媛県    | 4.7              | 324           | 30.6             | 1,095          |
| 39 高知県    | 8.3              | 275           | 44.8             | 784            |
| 40 福岡県    | 7.2              | 2,039         | 39.7             | 5,360          |
| 41 佐賀県    | 5.9              | 278           | 35.4             | 854            |
| 42 長崎県    | 5.8              | 417           | 32.1             | 1,171          |
| 43 熊本県    | 6.3              | 615           | 35.5             | 1,713          |
| 44 大分県    | 7.3              | 437           | 39.1             | 1,162          |
| 45 宮崎県    | 4.1              | 253           | 32.3             | 976            |
| 46 鹿児島県   | 4.7              | 431           | 33.8             | 1,539          |
| 47 沖縄県    | 10.9             | 1,107         | 41.9             | 2,018          |

※「不登校」児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く）をいう。

出典：「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）

# 不登校の要因(2018年)【小学校】

| 学校、家庭に係る要因<br>(区分)     | 本人に係る要因<br>(分類) | 分類別児童数 | 学校に係る状況 |                  |               |       |         |                 |               | 家庭に係る状況 | 左記に該当なし |                 |
|------------------------|-----------------|--------|---------|------------------|---------------|-------|---------|-----------------|---------------|---------|---------|-----------------|
|                        |                 |        | いじめ     | いじめを除く友人関係をめぐる問題 | 教職員との関係をめぐる問題 | 学業の不振 | 進路に係る不安 | クラブ活動、部活動等への不適応 | 学校のきまり等をめぐる問題 |         |         | 入学、転編入学、進級時の不適応 |
| 「学校における人間関係」に課題を抱えている。 | —               | 6,265  | 270     | 4,174            | 1,023         | 506   | 68      | 16              | 148           | 246     | 1,481   | 198             |
|                        | —               | —      | 4.3%    | 66.6%            | 16.3%         | 8.1%  | 1.1%    | 0.3%            | 2.4%          | 3.9%    | 23.6%   | 3.2%            |
|                        | —               | 14.0%  | 75.2%   | 42.9%            | 50.9%         | 7.4%  | 13.7%   | 15.7%           | 12.9%         | 12.1%   | 5.9%    | 3.2%            |
| 「あそび・非行」の傾向がある。        | —               | 497    | 0       | 47               | 14            | 79    | 4       | 0               | 33            | 10      | 397     | 40              |
|                        | —               | —      | 0.0%    | 9.5%             | 2.8%          | 15.9% | 0.8%    | 0.0%            | 6.6%          | 2.0%    | 79.9%   | 8.0%            |
|                        | —               | 1.1%   | 0.0%    | 0.5%             | 0.7%          | 1.2%  | 0.8%    | 0.0%            | 2.9%          | 0.5%    | 1.6%    | 0.6%            |
| 「無気力」の傾向がある。           | —               | 11,944 | 12      | 900              | 193           | 2,622 | 99      | 25              | 280           | 321     | 8,385   | 1,265           |
|                        | —               | —      | 0.1%    | 7.5%             | 1.6%          | 22.0% | 0.8%    | 0.2%            | 2.3%          | 2.7%    | 70.2%   | 10.6%           |
|                        | —               | 26.6%  | 3.3%    | 9.2%             | 9.6%          | 38.6% | 20.0%   | 24.5%           | 24.5%         | 15.8%   | 33.7%   | 20.5%           |
| 「不安」の傾向がある。            | —               | 16,088 | 63      | 4,132            | 627           | 2,850 | 281     | 57              | 531           | 1,168   | 7,325   | 2,556           |
|                        | —               | —      | 0.4%    | 25.7%            | 3.9%          | 17.7% | 1.7%    | 0.4%            | 3.3%          | 7.3%    | 45.5%   | 15.9%           |
|                        | —               | 35.9%  | 17.5%   | 42.4%            | 31.2%         | 41.9% | 56.8%   | 55.9%           | 46.4%         | 57.7%   | 29.4%   | 41.5%           |
| 「その他」                  | —               | 10,047 | 14      | 487              | 152           | 738   | 43      | 4               | 153           | 281     | 7,313   | 2,106           |
|                        | —               | —      | 0.1%    | 4.8%             | 1.5%          | 7.3%  | 0.4%    | 0.0%            | 1.5%          | 2.8%    | 72.8%   | 21.0%           |
|                        | —               | 22.4%  | 3.9%    | 5.0%             | 7.6%          | 10.9% | 8.7%    | 3.9%            | 13.4%         | 13.9%   | 29.4%   | 34.2%           |
| 計                      | —               | 44,841 | 359     | 9,740            | 2,009         | 6,795 | 495     | 102             | 1,145         | 2,026   | 24,901  | 6,165           |
|                        | —               | 100.0% | 0.8%    | 21.7%            | 4.5%          | 15.2% | 1.1%    | 0.2%            | 2.6%          | 4.5%    | 55.5%   | 13.7%           |

※「不登校」児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者(ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く)をいう。

(注1) 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

(注2) 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。

(注3) 「家庭に係る状況」とは、**家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不平等が該当する。**

(注4) 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。

出典：「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省) **33**

# 不登校の要因(2018年)【中学校】

| 学校、家庭に係る要因<br>(区分)     | 本人に係る要因<br>(分類) | 分類別児童数  | 学校に係る状況 |                  |               |        |         |                 |               | 家庭に係る状況 | 左記に該当なし |                 |
|------------------------|-----------------|---------|---------|------------------|---------------|--------|---------|-----------------|---------------|---------|---------|-----------------|
|                        |                 |         | いじめ     | いじめを除く友人関係をめぐる問題 | 教職員との関係をめぐる問題 | 学業の不振  | 進路に係る不安 | クラブ活動、部活動等への不適応 | 学校のきまり等をめぐる問題 |         |         | 入学、転編入学、進級時の不適応 |
| 「学校における人間関係」に課題を抱えている。 | —               | 22,374  | 506     | 16,559           | 1,363         | 2,415  | 502     | 1,068           | 398           | 1,260   | 2,822   | 573             |
|                        | —               | —       | 2.3%    | 74.0%            | 6.1%          | 10.8%  | 2.2%    | 4.8%            | 1.8%          | 5.6%    | 12.6%   | 2.6%            |
|                        | —               | 18.7%   | 74.6%   | 46.0%            | 45.0%         | 8.4%   | 7.8%    | 33.7%           | 9.8%          | 13.7%   | 7.6%    | 3.6%            |
| 「あそび・非行」の傾向がある。        | —               | 4,703   | 4       | 450              | 169           | 1,328  | 150     | 56              | 1,324         | 119     | 2,405   | 369             |
|                        | —               | —       | 0.1%    | 9.6%             | 3.6%          | 28.2%  | 3.2%    | 1.2%            | 28.2%         | 2.5%    | 51.1%   | 7.8%            |
|                        | —               | 3.9%    | 0.6%    | 1.3%             | 5.6%          | 4.6%   | 2.3%    | 1.8%            | 32.7%         | 1.3%    | 6.5%    | 2.3%            |
| 「無気力」の傾向がある。           | —               | 35,925  | 46      | 4,467            | 451           | 12,816 | 1,830   | 752             | 1,229         | 2,432   | 13,991  | 4,911           |
|                        | —               | —       | 0.1%    | 12.4%            | 1.3%          | 35.7%  | 5.1%    | 2.1%            | 3.4%          | 6.8%    | 38.9%   | 13.7%           |
|                        | —               | 30.0%   | 6.8%    | 12.4%            | 14.9%         | 44.7%  | 28.6%   | 23.7%           | 30.4%         | 26.4%   | 37.8%   | 30.6%           |
| 「不安」の傾向がある。            | —               | 38,766  | 91      | 12,658           | 801           | 9,871  | 3,362   | 1,063           | 701           | 4,182   | 9,850   | 4,711           |
|                        | —               | —       | 0.2%    | 32.7%            | 2.1%          | 25.5%  | 8.7%    | 2.7%            | 1.8%          | 10.8%   | 25.4%   | 12.2%           |
|                        | —               | 32.4%   | 13.4%   | 35.2%            | 26.5%         | 34.4%  | 52.6%   | 33.5%           | 17.3%         | 45.4%   | 26.6%   | 29.4%           |
| 「その他」                  | —               | 17,919  | 31      | 1,861            | 244           | 2,257  | 551     | 234             | 391           | 1,214   | 7,972   | 5,477           |
|                        | —               | —       | 0.2%    | 10.4%            | 1.4%          | 12.6%  | 3.1%    | 1.3%            | 2.2%          | 6.8%    | 44.5%   | 30.6%           |
|                        | —               | 15.0%   | 4.6%    | 5.2%             | 8.1%          | 7.9%   | 8.6%    | 7.4%            | 9.7%          | 13.2%   | 21.5%   | 34.1%           |
| 計                      | —               | 119,687 | 678     | 35,995           | 3,028         | 28,687 | 6,395   | 3,173           | 4,043         | 9,207   | 37,040  | 16,041          |
|                        | —               | 100.0%  | 0.6%    | 30.1%            | 2.5%          | 24.0%  | 5.3%    | 2.7%            | 3.4%          | 7.7%    | 30.9%   | 13.4%           |

※「不登校」児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者(ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く)をいう。

(注1) 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

(注2) 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。

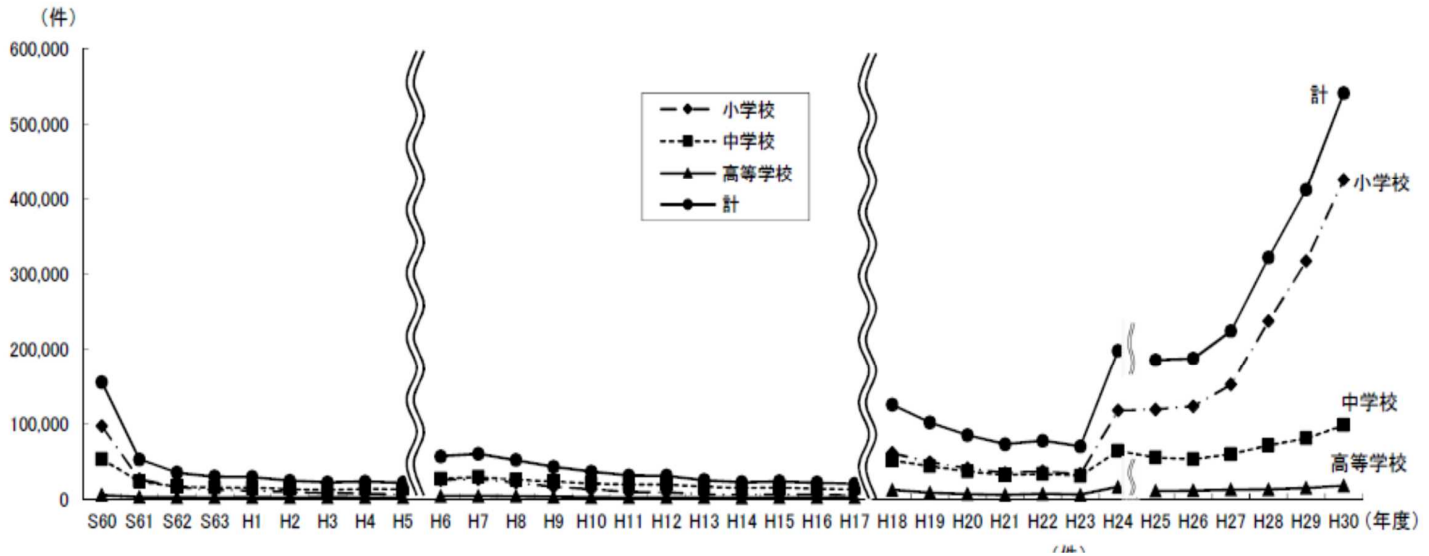
(注3) 「家庭に係る状況」とは、**家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不平等が該当する。**

(注4) 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。

出典：「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省)

# いじめの認知（発生）件数の推移

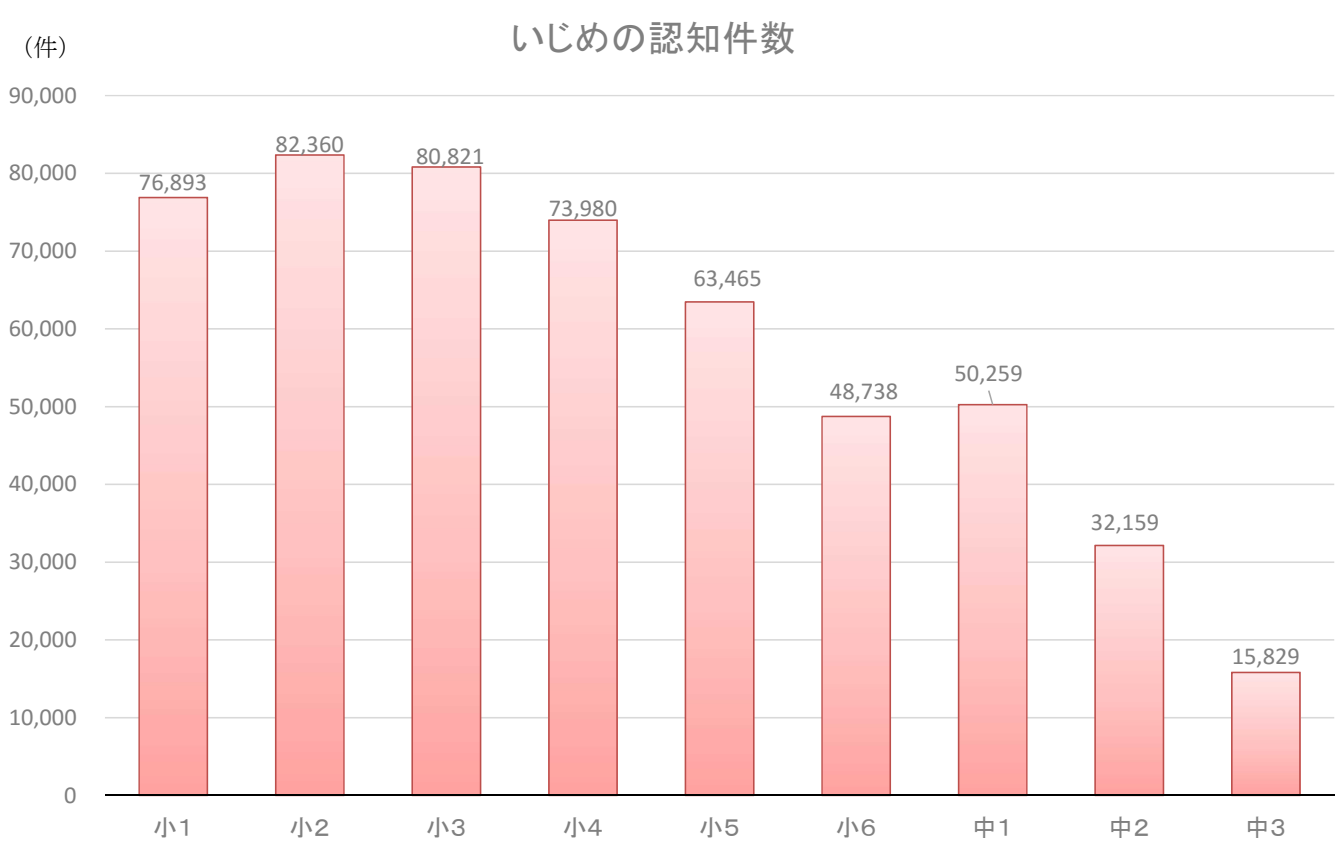
小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は543, 933件であり、児童生徒1千人当たりの認知件数は40. 9件。



(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含める。(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。  
 (注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。  
 (注4) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める  
 (注5) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

出典：「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省) 35

## いじめの認知件数(2018年)【学年別】



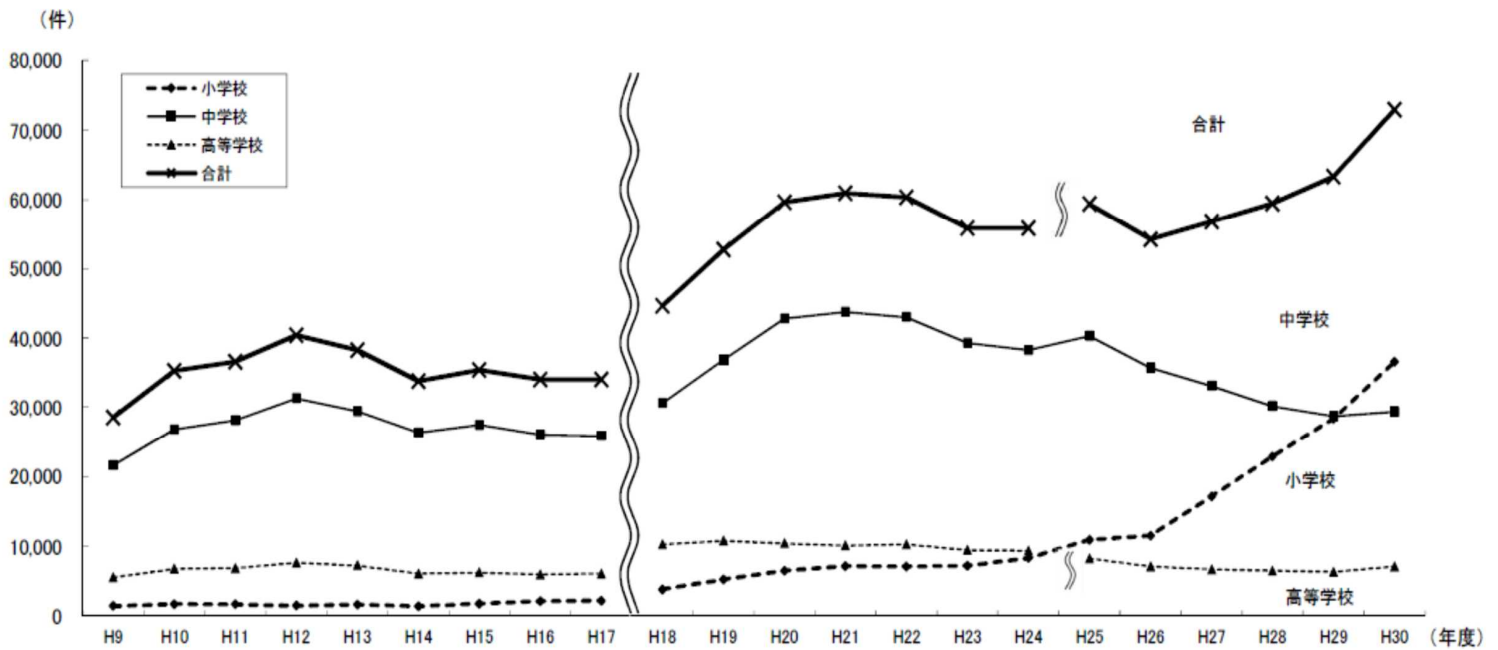
※いじめの認知件数には、特別支援学校の小学部及び中学部の件数を含む。

出典：「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省) 36



# 学校内外における暴力行為発生件数の推移

小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は72,940件(前年度63,325件)であり、児童生徒1千人当たりの発生件数は5.5件(4.8)件。

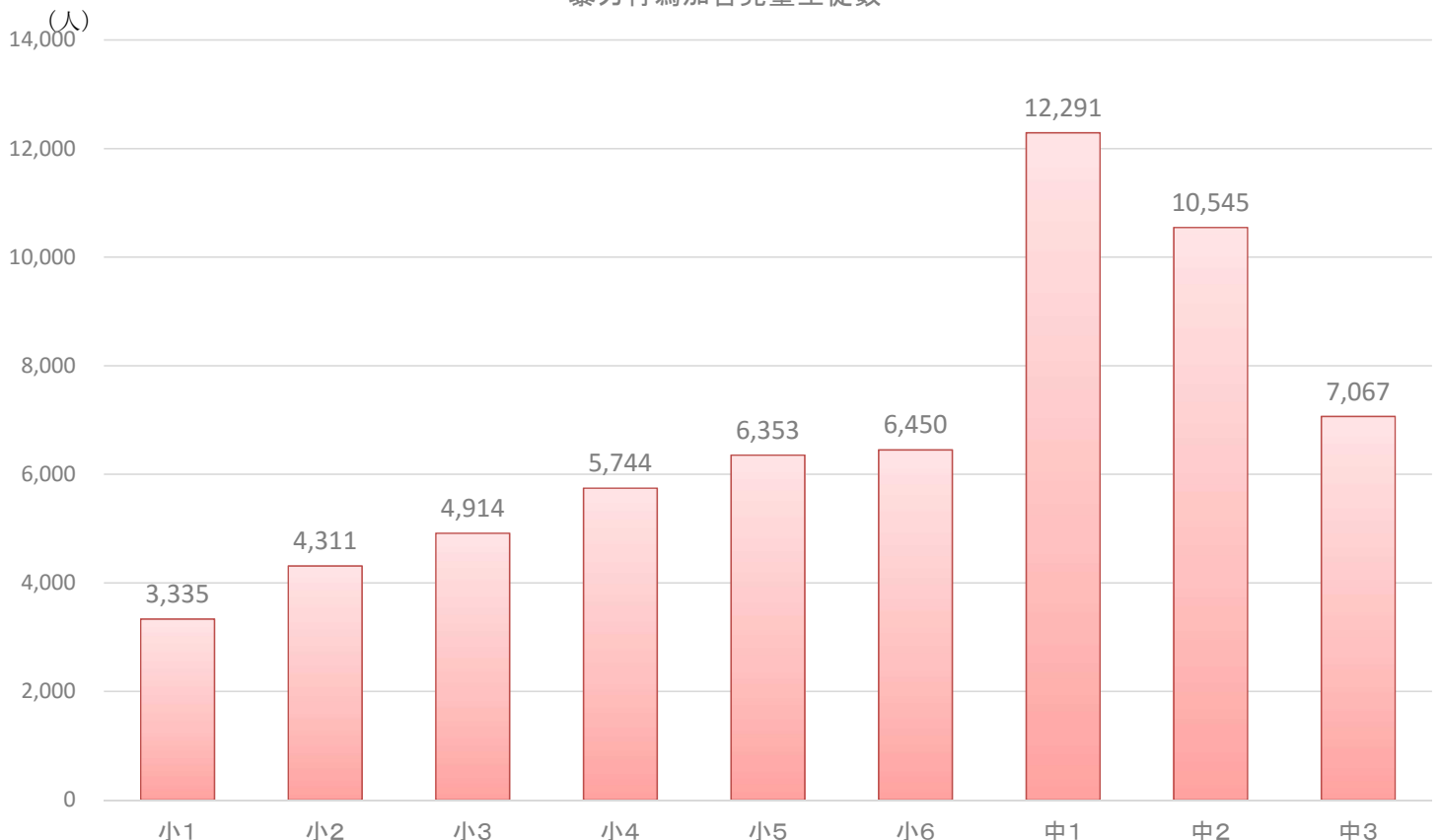


- (注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。
- (注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。
- (注3) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。
- (注4) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

出典:「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省) 37

## 暴力行為加害児童生徒数(2018年)【学年別】

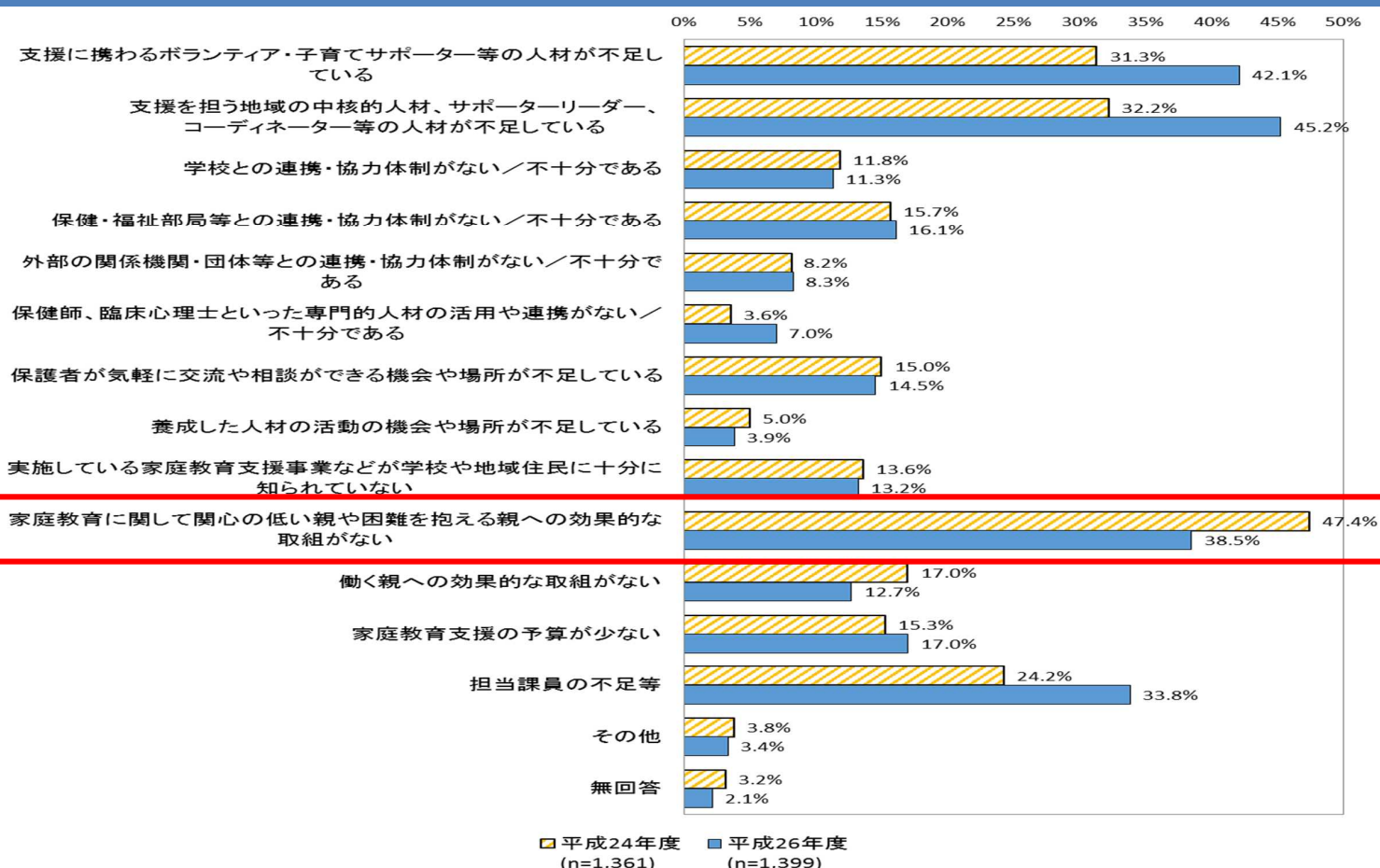
暴力行為加害児童生徒数



出典:「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省) 38

## (4) 家庭教育支援施策上の課題

### 家庭教育支援施策展開上の課題【都道府県・市町村】



# 家庭教育支援施策展開上の課題【自治体種別】①

|        |        | 全体   | 支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足している | 支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足している | 学校との連携・協力体制がない／不十分である | 保健・福祉部局等との連携・協力体制がない／不十分である | 外部の関係機関・団体等との連携・協力体制がない／不十分である |
|--------|--------|------|----------------------------------|---|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 全体     | 平成24年度 | 1361 | 426<br>( 31.3%)                  | 438<br>( 32.2%)                             | 161<br>( 11.8%)       | 213<br>( 15.7%)             | 111<br>( 8.2%)                 |
|        | 平成26年度 | 1399 | 589<br>( 42.1%)                  | 633<br>( 45.2%)                             | 158<br>( 11.3%)       | 225<br>( 16.1%)             | 116<br>( 8.3%)                 |
| 都道府県   | 平成24年度 | 47   | 5<br>( 10.6%)                    | 8<br>( 17.0%)                               | 8<br>( 17.0%)         | 14<br>( 29.8%)              | 4<br>( 8.5%)                   |
|        | 平成26年度 | 47   | 5<br>( 10.6%)                    | 17<br>( 36.2%)                              | 7<br>( 14.9%)         | 15<br>( 31.9%)              | 3<br>( 6.4%)                   |
| 政令指定都市 | 平成24年度 | 16   | 2<br>( 12.5%)                    | 1<br>( 6.3%)                                | 3<br>( 18.8%)         | 2<br>( 12.5%)               | 0<br>( 0.0%)                   |
|        | 平成26年度 | 17   | 1<br>( 5.9%)                     | 5<br>( 29.4%)                               | 0<br>( 0.0%)          | 4<br>( 23.5%)               | 0<br>( 0.0%)                   |
| 市区町村計  | 平成24年度 | 1298 | 419<br>( 32.3%)                  | 429<br>( 33.1%)                             | 150<br>( 11.6%)       | 197<br>( 15.2%)             | 107<br>( 8.2%)                 |
|        | 平成26年度 | 1335 | 583<br>( 43.7%)                  | 611<br>( 45.8%)                             | 151<br>( 11.3%)       | 206<br>( 15.4%)             | 113<br>( 8.5%)                 |

出典：「平成27年度生涯学習施策に関する調査研究  
～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」(文部科学省)

# 家庭教育支援施策展開上の課題【自治体種別】②

|        |        | 全体   | 保健師、臨床心理士といった専門的人材の活用や連携がない／不十分である | 保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所が不足している | 養成した人材の活動の機会や場所が不足している | 実施している家庭教育支援事業などが学校や地域住民に十分に知られていない | 家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない |
|--------|--------|------|------------------------------------|------------------------------|------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 全体     | 平成24年度 | 1361 | 49<br>( 3.6%)                      | 204<br>( 15.0%)              | 68<br>( 5.0%)          | 185<br>( 13.6%)                     | 645<br>( 47.4%)                   |
|        | 平成26年度 | 1399 | 98<br>( 7.0%)                      | 203<br>( 14.5%)              | 54<br>( 3.9%)          | 185<br>( 13.2%)                     | 538<br>( 38.5%)                   |
| 都道府県   | 平成24年度 | 47   | 1<br>( 2.1%)                       | 4<br>( 8.5%)                 | 14<br>( 29.8%)         | 9<br>( 19.1%)                       | 26<br>( 55.3%)                    |
|        | 平成26年度 | 47   | 3<br>( 6.4%)                       | 12<br>( 25.5%)               | 15<br>( 31.9%)         | 13<br>( 27.7%)                      | 23<br>( 48.9%)                    |
| 政令指定都市 | 平成24年度 | 16   | 0<br>( 0.0%)                       | 3<br>( 18.8%)                | 2<br>( 12.5%)          | 3<br>( 18.8%)                       | 13<br>( 81.3%)                    |
|        | 平成26年度 | 17   | 0<br>( 0.0%)                       | 1<br>( 5.9%)                 | 1<br>( 5.9%)           | 4<br>( 23.5%)                       | 12<br>( 70.6%)                    |
| 市区町村計  | 平成24年度 | 1298 | 48<br>( 3.7%)                      | 197<br>( 15.2%)              | 52<br>( 4.0%)          | 173<br>( 13.3%)                     | 606<br>( 46.7%)                   |
|        | 平成26年度 | 1335 | 95<br>( 7.1%)                      | 190<br>( 14.2%)              | 38<br>( 2.8%)          | 168<br>( 12.6%)                     | 503<br>( 37.7%)                   |

出典：「平成27年度生涯学習施策に関する調査研究  
～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」(文部科学省)

|        |        | 全体   | 働く親への効果的な取組がない  | 家庭教育支援の予算が少ない   | 担当課員の不足等        | その他           | 無回答           |
|--------|--------|------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 全体     | 平成24年度 | 1361 | 231<br>( 17.0%) | 208<br>( 15.3%) | 330<br>( 24.2%) | 52<br>( 3.8%) | 43<br>( 3.2%) |
|        | 平成26年度 | 1399 | 178<br>( 12.7%) | 238<br>( 17.0%) | 473<br>( 33.8%) | 47<br>( 3.4%) | 30<br>( 2.1%) |
| 都道府県   | 平成24年度 | 47   | 4<br>( 8.5%)    | 13<br>( 27.7%)  | 0<br>( 0.0%)    | 3<br>( 6.4%)  | 2<br>( 4.3%)  |
|        | 平成26年度 | 47   | 1<br>( 2.1%)    | 7<br>( 14.9%)   | 3<br>( 6.4%)    | 5<br>( 10.6%) | 0<br>( 0.0%)  |
| 政令指定都市 | 平成24年度 | 16   | 4<br>( 25.0%)   | 3<br>( 18.8%)   | 1<br>( 6.3%)    | 0<br>( 0.0%)  | 0<br>( 0.0%)  |
|        | 平成26年度 | 17   | 4<br>( 23.5%)   | 7<br>( 41.2%)   | 5<br>( 29.4%)   | 0<br>( 0.0%)  | 1<br>( 5.9%)  |
| 市区町村計  | 平成24年度 | 1298 | 223<br>( 17.2%) | 192<br>( 14.8%) | 329<br>( 25.3%) | 49<br>( 3.8%) | 41<br>( 3.2%) |
|        | 平成26年度 | 1335 | 173<br>( 13.0%) | 224<br>( 16.8%) | 465<br>( 34.8%) | 42<br>( 3.1%) | 29<br>( 2.2%) |

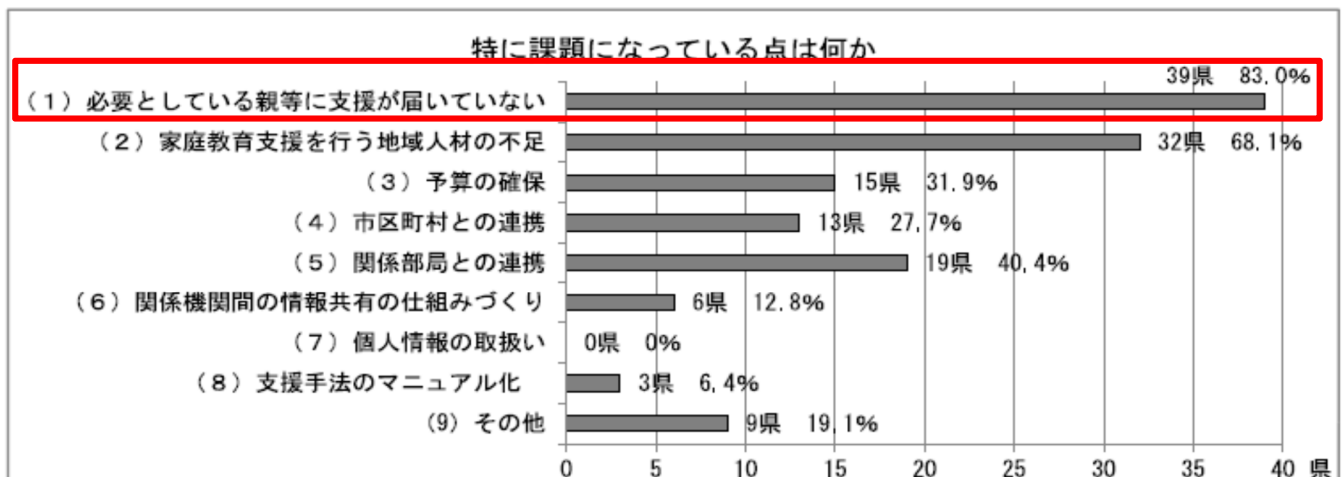
出典:「平成27年度生涯学習施策に関する調査研究  
～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」(文部科学省)

## 家庭教育支援施策を進めていく上での課題【都道府県】

### ○家庭教育支援施策を進めていく中で特に課題となっている点(多肢選択(複数選択可))

○ 「(1)「必要としている親等に支援が届いていない」が39県あり、全体の8割以上を占めている。次いで、「(2)家庭教育支援を行う地域人材の不足」が32県で約7割を占めている。それ以外は、いずれも約4割以下である。

また、「(9)その他(自由記述)」の中には、「(研修のねらいとしている)保護者の参加が得られない」「支援チームの組織化が進まない」「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」等が挙げられる。



# 目次

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| <b>1. 背景・検討の視点</b> | <b>2</b>  |
| <b>2. 関連データ等</b>   | <b>7</b>  |
| (1) 家庭を取り巻く状況      | 8         |
| (2) 保護者の子育てに関する状況  | 15        |
| (3) 子供の育ちをめぐる状況    | 25        |
| (4) 家庭教育支援施策上の課題   | 39        |
| <b>3. 関連施策等</b>    | <b>45</b> |
| (1) 家庭教育支援に関する取組   | 46        |
| (2) 地域や学校における取組    | 55        |
| (3) 保健や福祉に関する取組    | 66        |

## (1) 家庭教育支援に関する取組



## 家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、**すべての教育の出発点**であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。
- 子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、**子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの。**

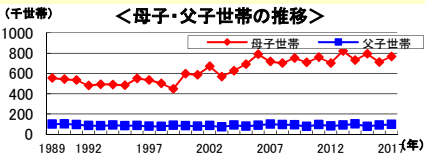
### ◆教育基本法(平成18年法律第120号)(抄) (家庭教育)

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 家庭教育を取り巻く状況

### 家庭教育を行うことが困難な社会

- 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、**家庭を取り巻く環境が変化**
- **子育ての悩み・不安を持つ家庭の増加**



### 様々な家庭の実情への配慮が必要

- 様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など**支援が届きにくい家庭への対応**
- **児童虐待など、子供をめぐる状況が懸念**



### 地域での家庭と学校の更なる連携

- 家庭環境の多様化に伴い、**地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要**
- **学校における働き方改革の推進に伴い、家庭と学校との連携の必要性が増加**

◆中央教育審議会答申(H31.1.25)(抜粋)  
「学校における働き方改革を進めるに当たっては、(中略)家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化し、学校における働き方改革により増加することが見込まれる子供たちの学校外における時間を生かし充実したものとすることが重要」

## 文部科学省における取組

### 地域における取組の推進 (地域における家庭教育支援基盤構築事業)

- 地域人材の養成 (家庭教育支援員等)
- 支援体制の構築 (家庭教育支援チーム)
- 具体的な取組実施 (学習機会、相談等)

### 実践的な推進方策の調査検討 (家庭教育支援推進事業)

- 調査検討 (検討委員会)
- 実践検証 (モデル事業)
- 全国展開 (普及啓発)

47

## 家庭教育支援に関連した施策の方向性

### 「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

#### 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

##### ◇目標(6): 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- ・ 多様化する家庭環境に対し、**地域全体で家庭教育を支える**。また、地域社会との様々なかかわりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、**家庭や地域と学校との連携・協働を推進**する。

##### ○家庭の教育力の向上

- ・ 関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・ 家庭教育支援員となる**人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実**を図るとともに、必要となる個人情報等の円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、**様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化**する。

##### ◇目標(14): 家庭の経済状況や地理的条件への対応

##### ○地域の教育資源活用

- ・ 社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、**家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進**し、成果の普及を図る。

### 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)

#### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化
  - ② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・ 学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・ 児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・ 幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・ 重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・ **地域において児童虐待の早期対応**ができるよう、**地域における家庭教育支援関係者**や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、**研修の充実**を図る。

48

## 背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化  
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会  
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加  
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,838件(H30) (H11年度に比べて、約13.7倍)〕

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等（指定都市、中核市を含む）の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3）

|   |   |   |
|---|---|---|
| <h3>地域人材の養成</h3> <h4>家庭教育支援員等の養成</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成</li> <li>● 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成</li> </ul> <p>地域の多様な人材の参画<br/>(例)</p>   | <h3>家庭教育支援体制の構築</h3> <h4>家庭教育支援員等の配置</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化</li> </ul> <h4>家庭教育支援チームの組織化</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化</li> </ul> <p>【チーム構成員の例】<br/>子育て経験者、元教員、PTA関係者、SSW、民生委員、児童委員、保健師 等</p> | <h3>家庭教育を支援する取組</h3> <h4>保護者への学習機会の効果的な提供</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）</li> </ul> <h4>親子参加型行事の実施</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開</li> </ul> <h4>相談対応や情報提供</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施</li> </ul> |
| <h3>支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭教育支援員等に対する研修強化（子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応）</li> <li>● 関係機関との協議・連携による情報共有等の実施</li> <li>● 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施<br/>(※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に出向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手等）)</li> </ul> |   |   |

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の構築

# 家庭教育支援推進事業

## 背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化  
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会  
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 学校における働き方改革や「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学校・家庭・地域のさらなる連携の必要性  
〔中央教育審議会答申（平成31年1月）〕

|  |  |
|--|--|
| <h3>家庭教育支援のための検討委員会等の実施</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域社会全体で家庭教育を支える体制整備の必要性</li> <li>➢ 実態を踏まえた家庭教育支援方策を検討する必要性</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての悩みや不安など保護者が抱える課題等の実態把握</li> <li>● 当該実態を踏まえた効果的な家庭教育支援方策の検討</li> </ul> | <h3>教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（委託事業）</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 就学や養育に不安を抱える保護者、未就園児の保護者からの相談が増加傾向</li> <li>➢ 困難を抱える保護者への教育と福祉の連携の必要性</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭教育支援チーム等と福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備</li> </ul> |
|--|--|

普及啓発・全国展開

## 全国家庭教育支援研究協議会の開催

家庭教育支援の全国的な普及を図るため、

- 家庭教育支援に関する優良事例の紹介や、実践検証の成果を踏まえた効果的な連携方策の共有
- 家庭教育支援チーム、家庭教育支援員等の研修・交流の場を設定





# 家庭教育支援チームについて

## 趣旨・目的

- 都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、**社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進。**

## チームの構成・業務

- 地域の人材（子育て経験者等）を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じて構成。
- 主な取組は以下のとおり。
  - (1) 保護者への学びの場の提供
  - (2) 地域の居場所づくり
  - (3) 訪問型家庭教育支援

### <活動事例>

親子の交流の場の提供



親子でアクセサリ作り開催時の様子  
(スマイルエンジェル/宮城県石巻市)

## 啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成（平成28年2月）。
- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等を、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成（平成30年11月）。



## 国による支援

### <文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年実施】

- ・ 自治体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
- 平成29年度は、全国25チームの活動を優れた活動として選定し、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて表彰式を実施。



### <補助事業による推進>

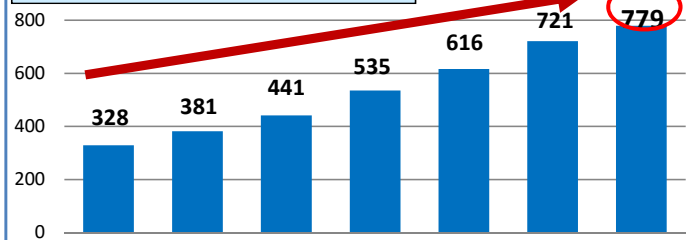
- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。



### <チームの登録制度>

- ・ 各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、家庭教育支援チームの登録制度を実施。【→ロゴマーク使用】

## 家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度により登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

# 家庭教育支援チーム登録制度について

## 趣旨

文部科学省では、地域における家庭教育支援の推進を図るため、各地域で効果的な取組を行う家庭教育支援チームを登録し、更なる取組の充実を図るとともに、効果的な取組事例として発信し、広く全国の取組の活性化を図るための登録制度を実施。（平成22年度～）

## 登録のメリット

- ① 文部科学省ホームページにおいてチームの活動を掲載し、全国に向けて発信
- ② 文部科学省から家庭教育支援に関する情報や資料の提供
- ③ 家庭教育支援チームのロゴマークの使用

## 【家庭教育支援チームのロゴマーク】



コンセプト「温かく包む支援の輪」  
地域の人々の支援の輪が、子供や保護者の方を温かく包み込むイメージを体現したロゴマーク。

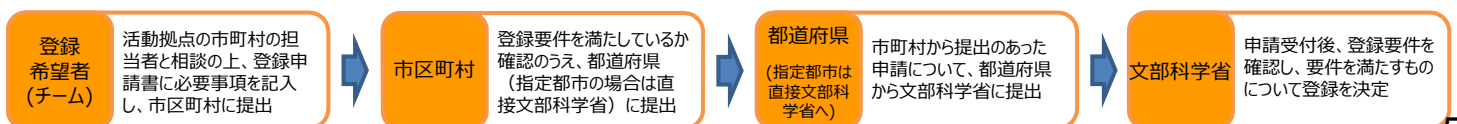
## 登録の要件

地域の人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の要件を満たすことが必要。

- (1) 具体的な取組内容として、以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。
  - ア 保護者への学びの場の提供（保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応）
  - イ 地域の居場所づくり（地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供）
  - ウ 訪問型家庭教育支援（家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応）
  - エ その他、取組の目的・内容等から、家庭教育支援に資する取組として文部科学省が認めるもの
- (2) 継続的な取組を行うものであること。
- (3) 営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。
- (4) 特定の宗教的色彩の強い活動を行うものでないこと。
- (5) その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。

## 登録の手続き等

登録を希望するチームは、登録要件を満たしていることを確認し、活動を行う市区町村の家庭教育支援担当に相談のうえ、申し込み。  
登録期間は、登録日から翌々年度の3月31日まで。（更新可能）



# 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

## 優れた活動に対する文部科学大臣表彰【文部科学省】

○ 全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」運動等の中で、優れた活動に対して文部科学大臣表彰を実施。平成30年度は53の活動に対して表彰を行った。（平成24年度より隔年で実施）



表彰式の様子

## 普及啓発資料の作成・配布【文部科学省】

○ 基本的な生活習慣の重要性を伝え、その普及啓発を図るため、子供や保護者、企業等向けの資料を作成・配布。



<小学生・保護者向け>



<中学生・高校生等向け>



<企業・働く保護者向け>

## 「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業【独立行政法人国立青少年教育振興機構】

○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業と、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施

### 【①フォーラム事業】

子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その重要性を伝え、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るとともに、「早寝早起き朝ごはん」等の活動を行っている各種団体等の交流の場を創設する。

### 【②推進校事業】

中学生の子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その効果的な手法等を開発することとし、推進校を設け、調査研究を実施する。



<フォーラム事業>  
小学生による発表の様子



<推進校事業>  
生活習慣づくり授業の様子

## 令和2年度「早寝早起き朝ごはん」

### ①フォーラム事業 ②推進校事業

※国立青少年教育振興機構の予算で実施

平成29年度より国立青少年教育振興機構と文部科学省は連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業と、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施しています。

令和2年度においても以下のとおり委託先を募集します。

公募期間：令和元年9月9日（月）～令和2年2月7日（金）  
委託先決定：令和2年3月  
事業期間：令和2年5月下旬～令和3年3月5日まで

### ①「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業

#### 【目的】

子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その重要性を伝え、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るとともに、「早寝早起き朝ごはん」等の活動を行っている各種団体等の交流の場を創設する。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会及び首長部局  
又は実行委員会（青少年教育施設、地方公共団体、企業、NPO等多様な機関・団体で構成）

◆予算額：17,000千円（都道府県域1,500千円上限）

#### 「フォーラム事業取組事例」

- 専門家による講演会の開催
- 食、読み聞かせ等の体験コーナーの設置
- 学校など実践団体等の取組を発表しあう交流会の実施
- 参加者アンケートによる、意識の変容の検証

### ②「早寝早起き朝ごはん」推進校事業

#### 【目的】

中学生の子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その効果的な手法等を開発することとし、推進校を設け、調査研究を実施する。

◆委託先：都道府県・指定都市・市（区）町村教育委員会又は学校単独  
◆予算額：35,000千円（1校あたり：1,000千円上限）

#### 「推進校事業取組事例」

- 就寝時刻や朝食摂取状況等の実態把握
- 朝学習や朝読書、料理教室等による啓発
- 専門家による講演会の開催
- 全校生徒へ変容調査等を実施し効果の検証

#### 【フォーラム事業事例（平成30年度）】

#### 『早寝早起き朝ごはん』フォーラムinしまね【島根県】

- 内容**
- ・ネットやゲーム依存の実態と予防に関する講演
  - ・学校や行政による生活習慣等に関する取組についてのパネル展示
  - ・メディア、食育の実践をテーマとした分科会の開催

- 参加者の声**
- ・学習機会のなかったスマホ・ゲーム依存について学ぶ良い機会となった。
  - ・メディアの使い方について、よりよい使い方を子供たちと模索していきたい。
  - ・朝ごはんをしっかりとることや、食育を通した親子のふれあいの大切さを実感した。
  - ・パネル作成者及び見学者など、それぞれの活動発信、情報共有の場となった。



「ネットやゲーム依存の実態と予防」  
専門家による講演の様子



食育に関する取組のパネル展示



小学生による発表の様子

#### 【推進校事業事例（平成30年度）】

#### 「にこここ三野津っ子育成事業」

【三豊市立三野津中学校／三豊市教育委員会】

- 内容**
- ・総合的な学習の時間を活用した生活習慣づくり授業の実践
  - ・生徒会組織を活用した啓発運動
  - ・生徒自身による「チャレンジ！朝ごはんづくり」の実践

- 成果**
- ・生徒自線による身近で具体的な情報発信により、生徒自身が自発的に活動する原動力となった。
  - ・「チャレンジ！朝ごはんづくり」を実施したことで、家庭をまきこんだ取組がすることができた。
  - ・睡眠をとる規則正しい生活が、学習意欲の継続となることを生徒・保護者とともに共有できた。



生活習慣づくり授業の様子



生徒による啓発活動の様子



おすすめ朝食レシピ集の作成



## (2) 地域や学校における取組

### 学校を核とした地域力強化プラン

令和2年度予算額(案) 7,373百万円  
 (前年度予算額) 6,395百万円



◇一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域社会を活性化していくことが重要。

学校を核として地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域の教育力を向上し、一億総活躍社会と地方創生の実現を図る。



### 地域力強化プラン

・地域の特色ある活動を柔軟に支援  
 ・様々な活動を組み合わせる実施

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
| <p>【地域と学校の連携・協働体制構築事業】<br/>                 (6,737百万円)</p> <p>各地方自治体において、地域と学校の連携・協働体制を構築するために、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。</p>                 | <p>【地域における家庭教育支援基盤構築事業】<br/>                 (75百万円)</p> <p>地域人材の養成や家庭教育支援チームの組織化など家庭教育支援体制の構築、保護者への学習機会の提供や相談対応・情報提供に加え、児童虐待への対応を含む支援員等に対する研修の強化、保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施など地域における家庭教育支援の取組を推進する。</p> | <p>【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】<br/>                 (338百万円)</p> <p>「スクールガード・リーダー(防犯の専門知識がある者)」「スクールガード(学校安全ボランティア)」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。</p> | <p>【地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業】(47百万円)</p> <p>就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。</p> |
| <p>【健全育成のための体験活動推進事業】<br/>                 (99百万円)</p> <p>宿泊を伴う様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。また、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。</p> | <p>【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】<br/>                 (8百万円)</p> <p>「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。</p>                       | <p>【地域と連携した学校保健推進事業】(8百万円)</p> <p>養護教諭の未配置校等に対し、経験豊富な退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動の展開を図り、地域力の強化につなげる。</p>   |  |

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、一億総活躍社会、地方創生を実現



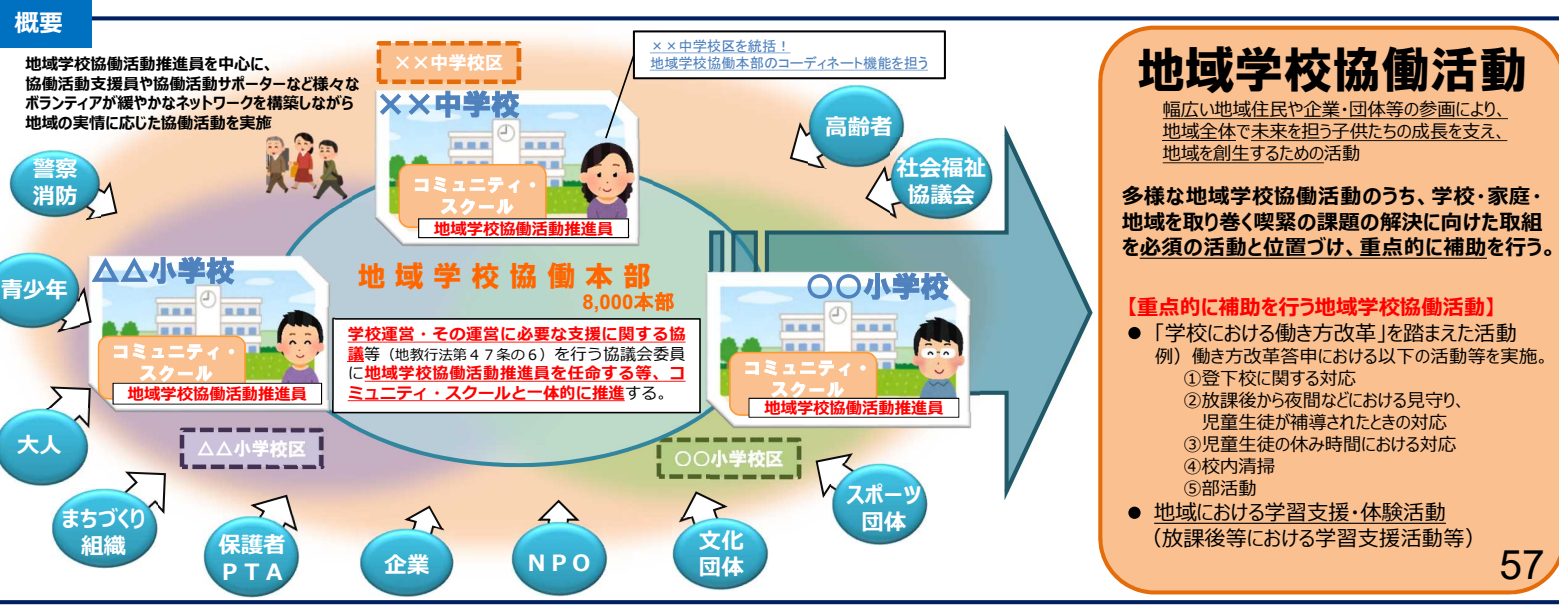
地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

**目標** 2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) との一体的な推進を図る。

**事業内容** 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。  
「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との連携・協働を進め、**社会全体の教育力の向上及び地域の活性化**を図る。

**補助要件** ①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること  
②地域学校協働活動推進員を配置すること

**補助対象** **学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化**  
① 「学校における働き方改革」を踏まえた活動  
② 地域における学習支援・体験活動



## いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

令和2年度予算額 (案) 7,091百万円  
(前年度予算額 6,885百万円)

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。  
また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進する。

■ 早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等) **7,021百万円 (6,690百万円)**

- ① **スクールカウンセラーの配置充実**
    - ・スクールカウンセラーの配置：全公立小中学校への配置 (27,500校)
    - ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
    - ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
    - ・スーパーバイザーの配置
    - ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援
  - ② **スクールソーシャルワーカーの配置充実**
    - ・スクールソーシャルワーカーの配置：全中学校区への配置 (10,000中学校区)
    - ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
    - ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
    - ・スーパーバイザーの配置
    - ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援
- ◇ 第3期教育振興基本計画～抜粋～ (平成30年6月閣議決定)  
2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。

- ③ **不登校児童生徒に対する支援推進事業**
  - ・教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備
  - ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
  - ・学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進
- ④ **SNS等を活用した相談体制構築事業**
  - ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を支援 (30箇所) する。
- ⑤ **幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等**

■ **いじめ対策・不登校支援等推進事業 41百万円 (167百万円)**

■ **【関連施策】**

- 【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】
- ① **自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究 (2箇所)**
  - ・子供の自殺予防のため、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」と従来の自殺予防教育を組み合わせ段階的に実施することの有効性を検証するための調査研究
- ② **スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常動化に向けた調査研究 (1箇所)**
  - ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方や、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究
- ③ **SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (1箇所)**
  - ・SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究
- ④ **不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究 (9箇所)**
  - ・不登校になった要因や学校外で受けている相談・指導の状況、支援に関するニーズ等、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援の在り方等を検討していく上で必要となる不登校児童生徒の実態把握を行うための調査研究

- ① **教職員定数の改善**
  - ・新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、+100人の定数改善を計上。
- ② **教員研修の充実**
  - ・教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施
- ③ **道徳教育の抜本的改善・充実等**
  - ・教育委員会等が行う研修や地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及への支援、道徳科の教科書の無償給与 (小・中学校) 等
- ④ **健全育成のための体験活動の推進**
  - ・児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

| スクールカウンセラー等活用事業                           |  | スクールソーシャルワーカー活用事業   |  |
|---|--|---|--|
| 令和2年度予算額(案) : 4,866百万円(前年度予算額 : 4,738百万円) |  | 令和2年度予算額(案) : 1,806百万円(前年度予算額 : 1,722百万円)   |  |
| 補助制度                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助率: 1 / 3</li> <li>✓ 補助対象: 都道府県・政令市</li> </ul>                                   | 補助制度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助率: 1 / 3</li> <li>✓ 補助対象: 都道府県・政令市・中核市</li> </ul>   |
| 求められる能力・資格                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 (公認心理師、臨床心理士等)<br/>⇒児童の心理に関する支援に従事 (学教法施行規則)</li> </ul> | 求められる能力・資格  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 (社会福祉士、精神保健福祉士等)<br/>⇒児童の福祉に関する支援に従事 (学教法施行規則)</li> </ul>  |
| 基盤となる配置                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>全公立小中学校</b>に対する配置 (27,500校)</li> </ul>   | 基盤となる配置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>全中学校区</b>に対する配置 (10,000中学校区)</li> </ul>  |
| 重点配置等                                     | いじめ不登校   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>いじめ・不登校対策</b>のための重点配置: <b>500校</b> (新規)<br/>※不登校特例校や夜間中学への配置を含む</li> <li>➢ <b>教育支援センター</b>の機能強化 : <b>250箇所</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>いじめ・不登校対策</b>のための重点配置: <b>500校</b> (新規)<br/>※不登校特例校や夜間中学への配置を含む</li> <li>➢ <b>教育支援センター</b>の機能強化 : <b>250箇所</b> (新規)</li> </ul> |
|   | 虐待貧困   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>虐待対策</b>のための重点配置 : <b>1,000校</b> (新規)</li> <li>➢ <b>貧困対策</b>のための重点配置 : <b>1,400校</b></li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>虐待対策</b>のための重点配置 : <b>1,000校</b> (新規)</li> <li>➢ <b>貧困対策</b>のための重点配置 : <b>1,400校</b></li> </ul>                                |
|   | 質の向上   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>スーパーバイザー</b>の配置 : <b>67人</b> (新規)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>スーパーバイザー</b>の配置 : <b>67人</b> (←47人)</li> </ul>   |

## SNS等を活用した相談事業

令和2年度予算額(案) 210百万円  
(前年度予算額 : 210百万円)



文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになってきている。

(参考)  
H30年[平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間(令和元年度版情報通信白書(総務省))  
10代: 携帯通話3.1分、固定通話0.0分、ネット通話5.1分、ソーシャルメディア利用71.6分、メール利用13.5分

<事業概要>

- ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援
- ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

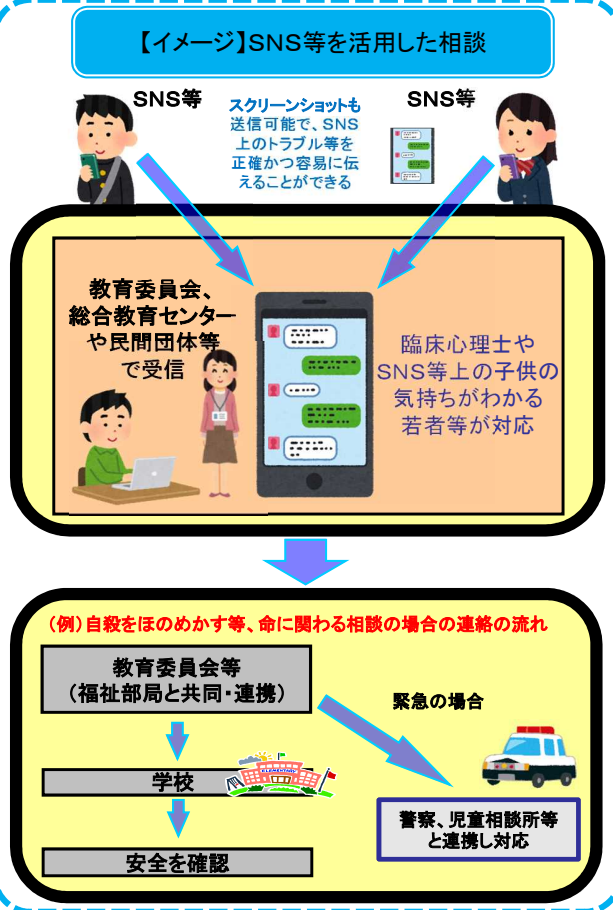
○ 事業形態: ①補助事業(補助率:定額) ②委託事業

○ 実施主体: ①原則、都道府県・指定都市  
※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。  
②民間団体等

○ 実施箇所: ①30箇所 ②1団体

○ 事業内容:

- ・ 相談対象者 : 原則、児童生徒
- ・ 相談受付時間: 児童生徒が相談しやすい平日午後5時~午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。
- ・ 実施内容 :
  - ①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。(既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。)
  - ②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行いつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。



# 不登校児童生徒に対する支援推進事業

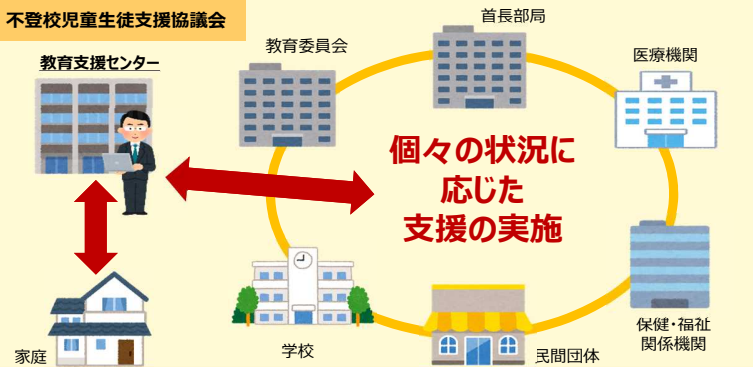
令和2年度予算額(案) 166百万円  
( 令和2年度新規 )



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は6年連続増加(平成30年度の小・中学校における不登校児童生徒数:約16万5千人)  
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定  
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

## I 不登校児童生徒に対する支援体制の整備推進 (148百万円) 【補助事業者: 都道府県・指定都市(補助率: 1/3)・新規】

- **不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備**  
不登校に係る相談窓口を教育支援センターに整備するとともに、**教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備**
  - ・関係者間の情報共有を図るため、**不登校児童生徒支援協議会等**を設置
  - ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**
- **学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進**  
自治体が行う不登校児童生徒に対する支援の推進
  - ・**フリースクール等の民間団体と連携した保護者学習会や研修等**の実施
  - ・教育支援センターにおける**相談・支援体制の強化**



## II 不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究 (17百万円) 【委託事業・新規】

- **不登校に関する実態調査**  
不登校児童生徒数は6年連続増加しているところ、**その要因は複雑化・多様化**しており、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等を検討する上で、その**実態を詳細に把握することが不可欠**である。  
(主な調査項目)  
・不登校になった要因、支援に関するニーズ等
- **経済的支援の在り方に関する実証研究**



### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

- **スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業**  
令和2年度予算額(案) 6,671百万円
- 1. 事業内容  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助)
- 3. 補助率 1/3

### サポートスタッフの配置 (関連施策)

- **学力向上を目的とした学校教育活動支援**  
令和2年度予算額(案) 3,198百万円の内数
- 1. 事業内容  
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (市区町村は間接補助)
- 3. 補助率 1/3

### 不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

- **教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校支援経費)**  
令和2年度予算額(案) 2,050百万円の内数
- 1. 事業内容  
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT専門員等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1/2

61

# 小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

令和2年度予算額(案) 133百万円  
(前年度予算額) 189百万円



## 趣旨

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、以下の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

### (1) 情報教育指導充実事業

41百万円

#### ① 情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究

情報教育関係教科における免許外教科担任を減少させるための調査研究を実施

- 1) 免許外教科担任の解消に向けた複数校指導モデルの創出
- 2) 複数校指導実施時のポイントをまとめた手引の作成

#### ② 現職教員の情報教育に係る指導力向上事業

情報活用能力育成に関わる現職教員の指導力向上に資する教員研修用教材の作成

- 1) 中学校の技術・家庭科(技術分野)「D情報の技術」の教員研修用教材の作成
- 2) 高等学校「情報I」の教員研修用教材の作成

#### ③ 指導体制充実事業

情報教育の指導体制を充実するため、学校における情報関係人材の活用を促進するための調査研究を実施

- 1) 情報関係人材の活用促進に資する人材研修カリキュラムや指導モデル開発
- 2) ICT支援員の雇用形態や活用状況に関する調査研究と配置促進

#### ④ プログラミング教育促進事業

新学習指導要領において小・中・高等学校を通じて充実されたプログラミング教育を確実に実施していくため、教員等にとって有益な情報提供を行う。

### (2) 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

55百万円

情報活用能力を定期的に測定するための小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施

- ① 予備調査の実施
- ② 本調査実施に向けた実施方法の検討、調査対象校の抽出

### (3) 情報モラル教育推進事業

37百万円

スマートフォンやSNSの急速な普及を踏まえ、情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等を実施

- ① 情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善
- ② 児童生徒向け啓発資料の作成・配布
- ③ 情報モラル教育指導者セミナーの開催
- ④ 学校におけるICT機器利用における健康面への影響に関する調査

62

## 事業概要

### <現状と課題>

- 青少年のインターネット平均利用時間は約169分と増加傾向
- 低年齢の子供(2歳~9歳)も平日1日あたり約90分程度インターネットを利用
- ネット依存の疑いのある中高生は約93万人と5年前の調査(51万人)と比較して約40万人増加
- 令和元年、世界保健機構(WHO)が「ゲーム障害」を国際疾病分類(ICD11)に追加
- 家庭におけるインターネット利用に関するルールについて、児童生徒の実態と保護者の認識にギャップが見られる。(「ルールを決めている」との回答は15.4ポイント差)
- フィルタリングの利用率は約37%と低迷
- SNSで被害にあった児童生徒は高止まり(H30年1,811人)しており、被害児童生徒の約9割がフィルタリングに未加入

インターネット等の適切な使用やネット依存・ゲーム依存を含む各種依存症予防について、関係法令等に基づき、**保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進**することにより、青少年の健全育成を図る。

## 事業のスキーム

都道府県や民間団体に委託し下記の取組を推進。

- 家庭や地域の力を活用したネット安全安心推進事業
- 青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業
- 依存症予防教育推進事業

全国的なフォーラムを実施し、各事業における**成果を全国に発信**することで、**各地域で主体的に実施される、インターネットの適切利用に関する保護者・青少年への教育・啓発活動の増加**を図る。

## 関係法令・計画

【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)】

第九条 国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

【第4次青少年インターネット環境整備基本計画(平成30年7月27日決定)】概要

- 低年齢層の子供保護者のニーズや環境の多様性を踏まえた啓発の推進及び啓発手法の検討
- 地域における等身大の相談相手となれる人材の育成支援
- 地方自治体による継続的な官民連携対策への支援
- SNSに起因する青少年の被害防止に向けた取組の支援

成果

- 青少年のスマートフォンのフィルタリングサービス利用率の向上
- インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合の向上
- 保護者や青少年の依存症に関する知識の向上

- SNS等に起因する被害児童の減少
- ネット依存傾向にある子供の減少
- 将来的な依存症者の減少

63

## 各メニューの具体的な取組

### 1. 家庭や地域の力を活用したネット安全安心推進事業

#### ● ネットモラルキャラバン隊

PTAや教育委員会等と連携し、各地域で保護者等を対象としたシンポジウム等を開催

- (1) 積算: 4,312千円 × 1団体
- (2) 委託先: 民間団体
- (3) 30年度実績  
全国7箇所で開催 約1,400名が参加
- (4) これまでの成果  
延べ約18,400人(H23~H30)の保護者に対し、家庭でのルール作りの大切さとフィルタリング利用の重要性等について講演を行い、保護者のリテラシー向上に寄与した。

#### ● ネット対策地域スタートアップ事業

急速に普及していくネット環境に対応するため、地域における先進的な取組のスタートアップを支援

- (1) 積算: 2,138千円 × 4地域
- (2) 委託先: 民間、地方公共団体
- (3) 30年度実績(例)  
インターネット利用の実態や青少年の主体的なルール作りの推進について大人と子供がともに考え連携を広めるためのワークショップを実施。
- (4) これまでの成果  
インターネットの適正利用等について、啓発活動を行うメディアリテラシー指導員の養成が各地域で独自に行われている。

### 2. 青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業

【拡充】

青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を推進する。

- (1) 積算: 3,092千円 × 4団体  
【ネット依存傾向の中高生の増加等を踏まえ各地域において取組を普及していくために実施箇所数を増: 3団体→4団体】
- (2) 委託先: 民間、地方公共団体
- (3) 30年度実績(例)  
国立信州高遠青少年自然の家で、国立久里浜医療センターと連携し、プログラム内に「認知行動療法」などを用いた8泊9日のキャンプを実施。19名が参加し、キャンプ後、ネットの使用時間が短くなるなど一定の改善が見られた。
- (4) これまでの成果  
当初は機構のみ1カ所での実施であったが、28年度以降は複数の都道府県でも実施しており、様々なネット依存対策の体験学習プログラム事例を収集。

### 3. 依存症予防教育推進事業

依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。

- (1) 積算: ①シンポジウム 995千円  
②依存症予防教室 1,188千円 × 7地域
- (2) 委託対象先: 民間、地方公共団体
- (3) 30年度実績(例)
  - ・ 国において厚労省と連携し、依存症の現状や予防教育の取組事例を紹介する「依存症予防教育シンポジウム」を開催
  - ・ 教職員や保護者を対象とした薬物、ギャンブル依存の実態や知識を身に着けるための講座を3カ所(広島・北海道・仙台)で実施(約300名受講)
- (4) これまでの成果  
民間の各種依存症支援団体が参画することで各地域において各団体の特色を生かした様々な依存症に関する啓発講座を開催。



|           |  |           |   |
|-----------|--|-----------|---|
| <b>背景</b> | 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られている。国においては、学校等における食育の推進のため、学校、家庭、関係団体等が連携・協働した取組とその周知、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める取組を推進すること等が求められている。 | <b>課題</b> | 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等が必要である。また、学校における食育への取組だけでは限界があることから、家庭を巻き込んだ取組等が求められる。 |
|-----------|--|-----------|---|

**事業概要** 学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施する。また、栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

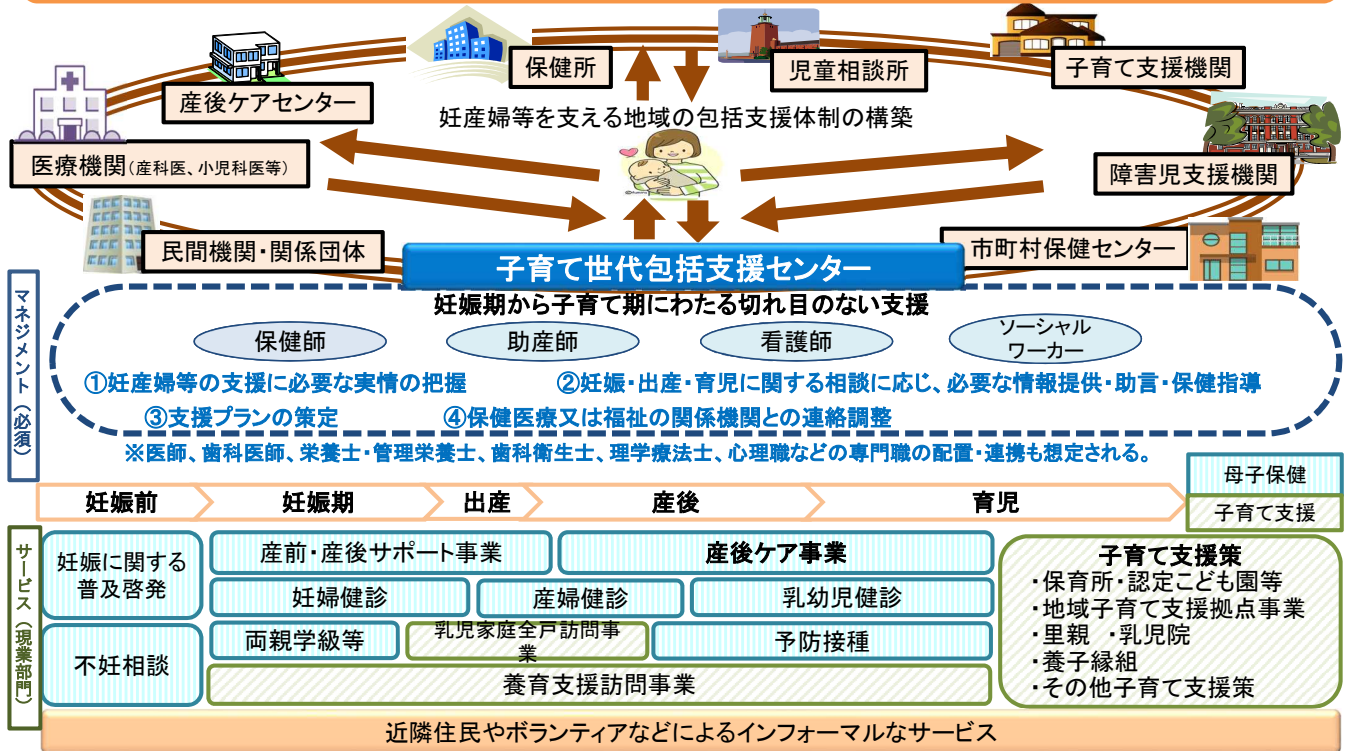
|   |   |   |
|---|---|---|
| <b>委託事業</b>   | 57百万円（83百万円）  | <b>学校給食の現代的課題に関する調査研究</b>   |
| <b>MENU 1：社会的課題に対応するための学校給食の活用事業</b>  | <b>MENU 2：つながる食育推進事業</b>  | 25百万円（24百万円）  |
| <p><b>（目的）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食品の生産・加工・流通等の関係者と連携しつつ、学校給食で使用する食品の調達方法や、大量調理を前提とした調理方法及び調理技術を新たに開発するなど、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築する。</li> </ul> <p><b>（内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消の推進<br/>学校給食において地場産物が一層活用されるよう、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等を開発する。</li> <li>○食品ロスの削減<br/>学校給食を活用して、食品の生産・加工・流通等の各段階で発生する食品ロスの削減に貢献することができる体制の構築を目指す。</li> <li>○伝統的食文化の継承<br/>学校給食において伝統的食文化に根ざした献立の提供を促進するため、給食調理員の技能向上を図りつつ、給食調理場における調理方法・技術を開発する。</li> </ul> | <p><b>（目的）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭を巻き込んだ取組を行うことで、児童生徒の食に関する自己管理能力を育成する。</li> <li>●栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。</li> </ul> <p><b>（内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を行う。</li> <li>○学校において、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法を開発し実践する。</li> <li>○新規採用や任用換えの栄養教諭を支援するため、栄養教諭間の連携を強化する。また、学校における食育において中核的な役割を担っている栄養教諭及びその実践事例を校内及び地域における研修で活用する。</li> </ul> | <p><b>（目的）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食の質の維持・向上のための調査研究等を行う。</li> </ul> <p><b>（内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食の衛生管理等に関する調査研究<br/>各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して研修を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する。<br/>また、衛生管理に関する学識経験者による調査研究協力者会議を開催し、衛生管理の改善に向けた方策について検討を行う。</li> <li>○学校給食栄養報告の調査<br/>学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食育推進基本計画の目標値に掲げられている学校給食における地場産物使用割合や国産食材の使用割合に関する調査を実施する。</li> </ul> |
| <b>効果検証</b>   |   |   |
| 効果的な取組の成果や栄養教諭の配置効果等について実証データを用いて分析・検証する。   |   |   |

|                |                         |                            |                                 |
|----------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| <b>目標とする成果</b> | 各地域において有効な手法を確立し、継続して実施 | 各地域の事業の成果を基に有効な取組や手法を全国へ普及 | 食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けた児童生徒の増加 |
|----------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|

## （3）保健や福祉に関する取組



- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)  
 > 実施市町村数：983市区町村(1,717か所)2019年4月1日現在 > **2020年度末までに全国展開**を目指す。  
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



## 地域子育て支援拠点事業

### 背景

- ・ 3歳未満児の約6~7割は **家庭で子育て**
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

### 課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない

### 地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供**



### 地域子育て支援拠点

#### 4つの基本事業

- ① **子育て親子の交流の場の提供と交流の促進**
- ② **子育て等に関する相談、援助の実施**
- ③ **地域の子育て関連情報の提供**
- ④ **子育て及び子育て支援に関する講習等の実施**



- 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施**
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

#### ○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

30年度実施か所数(交付決定ベース)  
7,431か所

## 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等をを行う

## 実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

## 3つの事業類型

### 基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援  
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等  
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### 特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

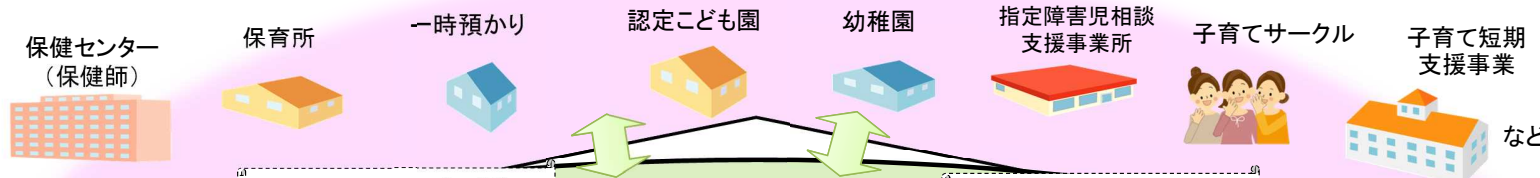
- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

## 利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の整理について

※厚生労働省提供資料

### 子ども・子育て支援にかかる施設・事業



#### 利用者支援

- ・子育て等に関する相談（＝個別ニーズの把握）  
↓※必要に応じてアウトリーチによる支援
- 個別ニーズに応じた
- ・教育分野等も含めたより幅広い情報収集、提供
- ・施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援

#### 地域連携

- 円滑な利用者支援実施のための
- ・関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り
- ・地域の子育て資源の育成、社会資源の開発

## 利用者支援事業

連携

一体的な運営で子育て家庭支援の機能を強化！

連携

## 地域子育て支援拠点事業

- ・子育て親子の交流の場の提供
- ・子育て等に関する相談、援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て・子育て支援に関する講習

⇒ 気軽に訪問して、相談や情報の取得ができる！

相談しやすい敷居の低い場所

子育て家庭が通いやすい場所

子育て中の親子（妊婦含む）など



## 1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

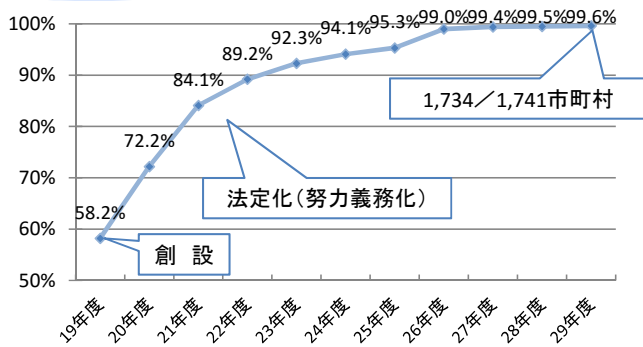
(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

## 2. 事業の内容

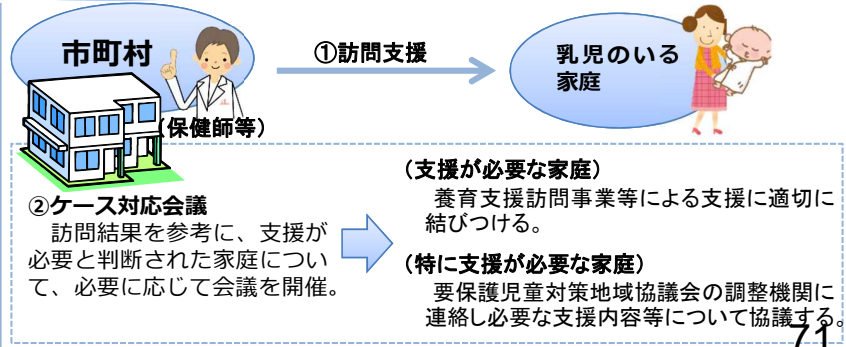
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金  
補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
  - 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
  - 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



# 養育支援訪問事業

## 1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

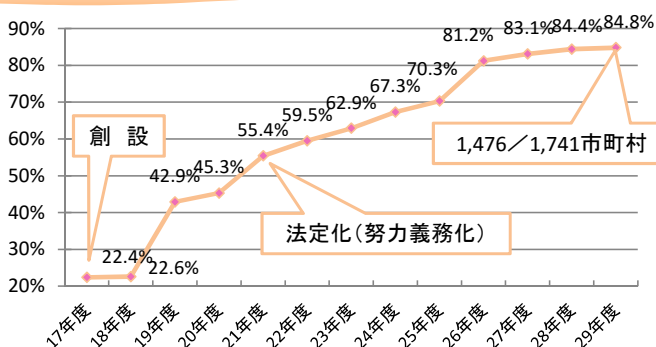
(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

## 2. 事業の内容

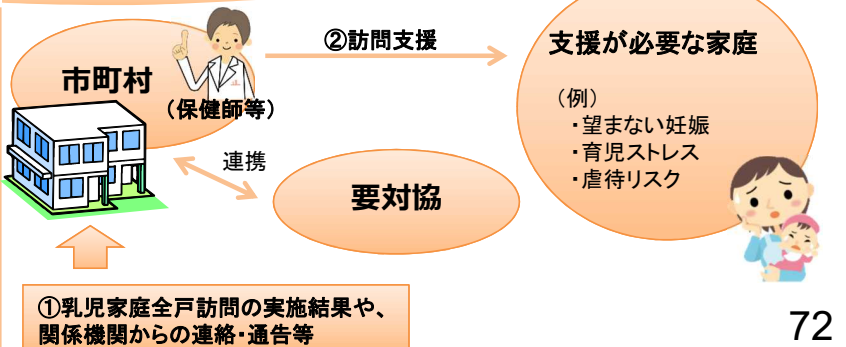
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金  
補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
  - 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
  - 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
  - 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
  - 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者(事前に研修を実施)
  - ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
  - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



## 目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

## 事業内容

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う。
  - 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
    - 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
    - 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
  - 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
    - 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（未就学児を養育しているひとり親家庭に限る。）
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅  
 保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、子どもの生活指導などを行う



## 実施体制・実施方法

- 家庭生活支援員には、支援の内容を十分実行できる者、特に母子家庭の母等の当事者を積極的に選定するよう努める。  
 また、保育等のサービスを行う者は、国が示した基準に基づく一定の研修（合計27時間）を修了した者等から選定する。
- 派遣等を受けた世帯は、派遣等に要した費用の一部を負担する。

<利用料（1時間当たり）>

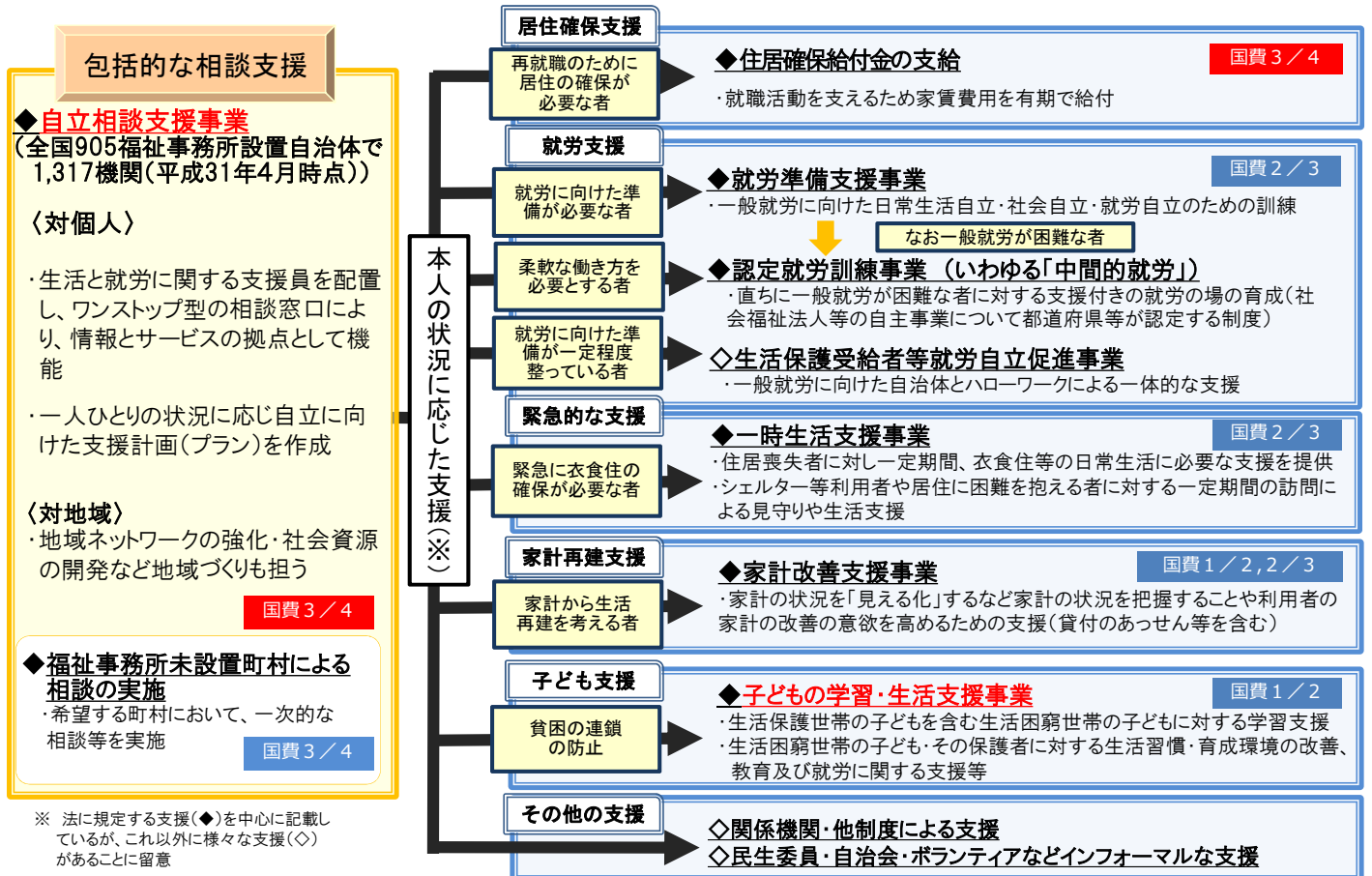
|                   | 子育て支援 | 生活援助 |
|-------------------|-------|------|
| 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯 | 0円    | 0円   |
| 児童扶養手当支給水準世帯      | 70円   | 150円 |
| 上記以外の世帯           | 150円  | 300円 |

- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村（事業の一部を民間団体等に委託可）
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 【令和2年度予算案額】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数

【参考：派遣等実績】

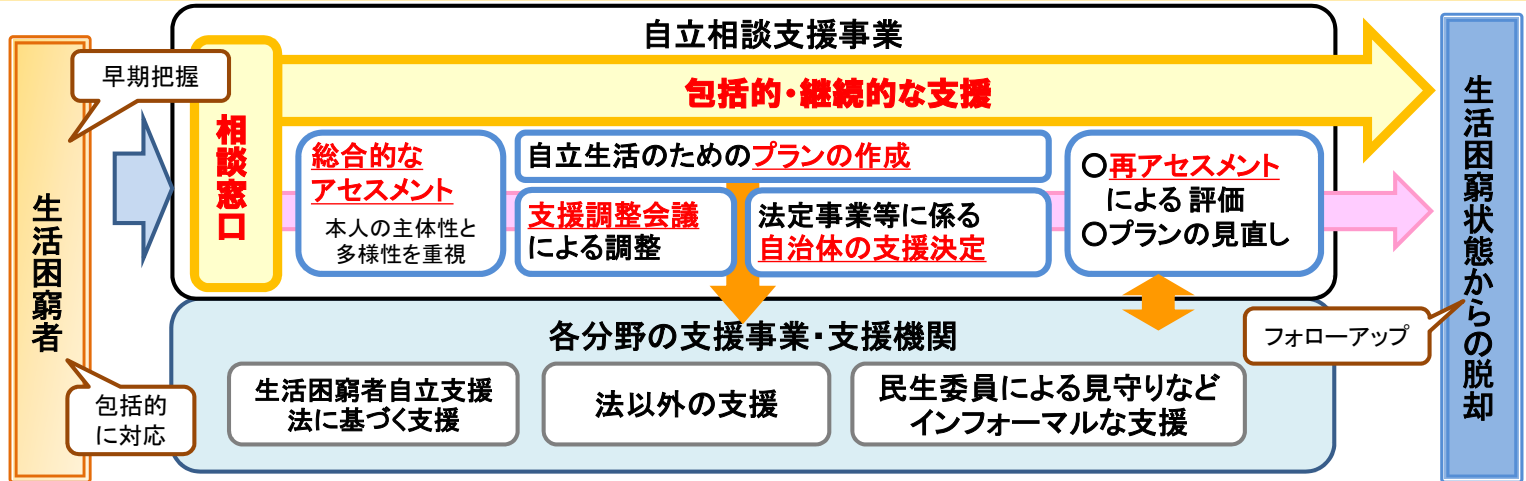
|      | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度    | 30年度    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実件数  | 4,608件  | 4,142件  | 3,515件  | 3,562件  | 3,023件  | 2,729件  |
| 延べ件数 | 53,602件 | 44,163件 | 33,889件 | 36,841件 | 38,304件 | 39,785件 |

# 生活困窮者自立支援制度の概要



## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

# 子どもの学習・生活支援事業について

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## <子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

### 親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

## 子どもの学習・生活支援事業

### 学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



### 教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)





